

官報

昭和五十八年十月七日

○第百回参議院会議録第七号

昭和五十八年十月七日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第六号

昭和五十八年十月七日

午前十時開議

第一 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、国家公務員等の任命に関する件
一、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

鳩山威一郎君から海外旅行のため明八日から九

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号

請暇の件 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、宇宙開発委員会委員に大塚茂君を、公正取引委員会委員に宗像善俊君を、

公害健康被害補償不服審査委員会委員に柳孝悌君、首尾木一君を、

日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を、

運輸審議会委員に国島文彦君、降矢敏雄君を、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹

田弘太郎君、横哲夫君を、日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君、

吉國一郎君を、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、宇宙開発委員会委員、日本銀行政策委員会委員、運輸審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、公正取引委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、公害健康被害補償不服審査委員会委員のうち柳孝悌君、中央社会保険医療協議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち横哲夫君、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、公害健康被害補償不服審査委員会委員のうち首尾木一君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。次に、日本放送協会経営委員会委員のうち大見正俊君、日本電信電話公社経営委員会委員のうち吉國一郎君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。次に、日本放送協会経営委員会委員のうち竹田弘太郎君、日本電信電話公社経営委員会委員のうち横田郁君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、臨時行政調査会の行政改革に関する第三次答申の趣旨にのっとり、高齢化社会の進展に対処するための公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員と公共企業体職員との共済組合制度を統合し、長期給付の給付要件等の一致を図るとともに、国鉄共済組合に係る年金の円滑な支払いを確保するための財政調整事業の実施等の措置を講ずることとしたものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、国家公務員と公共企業体職員との共済組合制度の統合についてであります。

各公共企業体の共済組合を改正後の国家公務員等共済組合法の規定により設けられる国家公務員等共済組合とするとともに、この法律の施行後も引き続き公共企業体職員である者については、その者が各公共企業体の共済組合の組合員であったもの間、国家公務員等共済組合の組合員であったもの

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号 (趣旨説明)

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

六二

とみなし、国家公務員と公共企業体職員との長期給付の給付要件等の一致を図ることとしたとしております。

また、この法律の施行の日前に公共企業体職員等共済組合法の規定により年金を受ける権利を有していた者についても、改正後の国家公務員等共済組合法の規定に準じて算定した額の年金を支給することとし、その額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額を保障することとしたとしております。

第二に、国鉄共済組合に対する長期給付財政調整事業の実施についてであります。

国家公務員等共済組合連合会及び公共企業体の組合は、国鉄共済組合が行う長期給付の事業に係る財政の現状にかんがみ、当分の間、長期給付に係る財政調整事業を実施することとしたとしております。

なお、国家公務員等共済組合連合会に、学識経験者並びに連合会及び各公共企業体の組合を代表する者で構成する長期給付財政調整事業運営委員会を置くこととし、同委員会は、昭和六十年度以降における「財政調整五箇年計画」を定めるほか、財政調整事業に関する重要事項について審議することとしたとしております。

第三に、長期給付に要する費用に係る国または公共企業体の負担につきましては、昭和六十年度以降、いわゆる事業主負担に相当する部分を除き、拠出時負担を給付時負担に変更することとしたとしております。

第四に、公共企業体職員で二十年以上勤続して退職した者に対する退職手当の三割の減額措置につきましても、これを廃止することとしたとしております。

以上のほか、国家公務員に係る定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者に対する長期給付に係る特例措置を講ずることとする等の所要の改正を行うこととしたとしております。

以上、本法律案につきましても、その趣旨を御説

明申し上げた次第であります。(拍手)
○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。磯山篤君。

「磯山篤君登壇、拍手」

○磯山篤君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきましても、若干の質問を行うものであります。

近年、公的年金に対する国民の関心はますます高まっております。すなわち、公的年金制度間の格差の是正、年金権の確立、年金による生活の安定が強く要請されているところとなっております。公的年金制度はいまや国民生活に欠くことのできない重要な存在になってきているのであります。

したがって、公的年金制度の改革に当たりましては、社会的公正の是正、すなわち富と所得の公平な再配分を通して国民生活の安定と景気の回復を同時に実現することを目指すものでなければならぬと思っております。

しかるに、本法律案は、国家公務員の共済組合制度と公共企業体職員の共済組合制度を統合することと、国鉄共済組合に対する財政調整事業を実施することを二本柱とするだけのきわめて拙速な法律案であります。わが国の公的年金制度の動向を展望する視点からのビジョンも手順も欠けた、全く不満足な内容のものとなっているのであります。

問題点の第一は、公的年金制度一元化の意義と改革への具体的構想が全く不明のまま本法律案が提出されていることとあります。

政府は、新行革大綱におきまして、「公的年金制度の改革については、昭和五十八年度末までに、その具体的内容、手順等について成案を得るため、「今後の検討を進めるものとする。」としておりますが、その五十八年度末はわずか六カ月後に迫っているものであります。この際、公的年金制度改革の大前提となる一元化の意義と改革構想の

概要については、その方向性だけでも明示すべきであると思っております。現時点でそれさえもできないというのであれば、幾ら本法律案を「公的年金制度の再編・統合の一環」と言ってみても、それをだれをも納得させることができないと思っております。国民の合意の得られない年金制度の改革では、八つの公的年金制度崩壊の糸口こそなれ、真の年金制度の改革になるはずがないのであります。総理の明確な答弁を求めるものであります。

第二は、わが国公的年金制度の大宗であります厚生年金保険制度の改正との関係が全く不明であり、しかもそれとの整合性が何ら図られていないということとあります。

国家公務員と公共企業の共済組合制度を統合することは、いわゆる官公格差の是正となり、ひいては官民格差の是正に通ずる第一歩であります。それだけに、本法律案の提出に当たりましては、厚生年金保険制度との整合性を考慮しなければならぬのは当然のこととあります。にもかかわらず、本法律案では何の配慮もされていないのであります。新行革大綱では、挙げて昭和五十九年から改正と逃げを打っているものであります。一方で年金担当大臣を置き、年金制度の改革を進めると言っておきながら、他方でこのような態度に終始しているのでは、今後の年金制度の改革の進め方に大いなる危機と不安を感じざるを得ないのであります。

共済年金制度と厚生年金保険制度との整合性、厚生年金保険制度の改革構想について、厚生大臣の御答弁を求めるものであります。

第三は、公的年金制度以外の各種の年金制度のあり方と公的年金制度一元化の関係がこれまで一度も明らかにされていないこととあります。

言うまでもなく、恩給や互助年金などは公的年金そのものではありません。しかしながら、公的年金に準じた機能と役割りを果たしていることは疑いのないところであります。公的年金制度と

の均衡調和がとられていなければならないと思っております。

従来、共済年金の改正につきましては、恩給法や援護法の改正に追随してきた事実、根拠法が異なるにせよ両者の均衡調和を無視し得ないからなのであります。これらの点について総理並びに各関係大臣の御所見を伺いたいののであります。

第四は、三公社の経営形態の変更と年金制度適用との関係であります。

わが日本社会党は、国鉄、電電、専売三公社の分割民営化政策には反対であります。が、仮に臨調答申の趣旨に沿って民営化された場合、現在の公的年金制度のあり方から言えば、厚生年金保険制度を適用するのが本筋であります。民営化の後各共済年金制度を適用するということは、立法政策として可能ではあるとの意見もありますが、それは全く異例の措置であり、現行公的年金制度の原則、基本を崩すものとして決して好ましいことではないのであります。

そこで、三公社の今後の経営形態変更の展望並びに今後の厚生年金保険制度適用者に対する企業年金のあり方、共済年金制度における企業年金部分の区分の必要性和今後の取り扱い方針について、総理並びに各関係大臣の御見解を伺いたいののであります。

第五は、財政調整事業の実施についてであります。

私は、かつて一九六〇年代初めから、国鉄共済年金財政は構造的要素事情から必ず近い将来圧迫化することを指摘し、その改革の必要性を訴えてまいりました。しかるに、国の交通運輸政策の無策により、国鉄再建は再三失敗するとともに、国鉄共済年金は予想以上に早く成熟度は目下八九七割というきわめて高い指数となり、財政状況もこれまた全く危機に陥ったのであります。

年金受給者は今後ますます増加し、各種公的年金制度も成熟度を一層高めてまいりました。このような状況において、逼迫した年金制度を救済す

るために安易に財政調整に依存することは慎まなければなりません。国鉄共済財政の悪化の根本的原因にまずメスを入れ、国の責務と共済組合の責務を明確にさせることが必要であると思うのであります。いかがでしょうか。

今回の法律案に基づく財政調整事業案により、国家公務員、電電及び専売の各共済組合に今後五年間で六百億円もの拠出金の負担を求めると同時に、国鉄共済組合にも自助努力と称して同額の負担と犠牲を求めるので、国の責任は完全に棚上げされているのであります。共済組合員にのみ過酷な負担と犠牲を強いているのであります。そもそも自助努力の強要という観念は、元来社会保障政策になじまないものであります。この際、国鉄共済年金の財政悪化に対する国の責任を明確にすべきだと思ふのであります。

国鉄職員は、戦後三十八年間に自助努力を要請され通してあり、昭和三十一年以降だけでも七回の引き上げ、費用負担は目下千分の百七十七となり、負担は最高限度に達しているのではないのでしょうか。

また、政府はしばしば追加費用、特定人件費問題は、国鉄監理委員会設置の機会にはそのあり方について明確にしたいと述べておりながら、一向に態度が示されていないのは全く遺憾であります。これらにつき、運輸大臣の考え方を尋ねたいのであります。

第六に、この際特に強調しなければならぬ点は、公企体職員の仲裁裁定並びに公務員に対する人事院勧告は、政府の優柔不断によっていまだに実施されていません。ましてや、賃金が凍結抑制されるのみならず、今年度賃上げ予定分の三分の一に相当する千二百円、財政再計算分も含めてその負担は約六割増となるわけであり、これらを強制的に拠出せよと言ひましても、関係者は絶対に納得するものではありません。本法律案に先立って、仲裁裁定、人事院勧告実施について政府が明確に態度を表明すべきものであると思ひます。

す。総理の決断を伺いたいののであります。

第七に、公的年金制度一元化のもとにおける健康保険制度のあり方であり、す。健康保険制度のあり方であり、す。

健康保険制度間において財政調整事業が行われていくわけであり、公的年金制度が一元化された場合における健康保険制度のあり方について基本方針について、総理並びに厚生大臣に伺ひたいのであります。

また、税負担とあわせて社会保障費の負担について、その負担率の上限設定を必要とする時期が到来していると思ふのであります。その水準、内容などについて大蔵、厚生大臣の御所見を伺ひたいのであります。

憲法第二十五条は、社会保障の向上、増進に対する国の責任を明示しております。したがって、公的年金制度改革の方向は、一切の不公平正を目標とし、あわせて生活の保障、向上を目指すものでなければならぬと思ふのであります。給付水準と負担のあり方、女性の年金権の確保、特例適用期間中における厚生年金事業などに係る国庫負担金の繰り入れ特例措置の解消、年金行政組織の一元化など、今後の年金制度改革の中で絶対に避けて通れない具体的な課題が山積しているのではありませんが、これら年金制度改革と公平性の確保に対する総理及び関係大臣の御答弁を求めるものであります。

最後に、新行革大綱では、本年度末までに年金制度改革の成案を得るとしている以上、その成案を得て共済年金制度の統合問題に着手する方が迅速な本法律案によるよりも合理的で、関係者の合意を得られる改善を行うことができるものと確信するものであります。したがって、本法律案を撤回して、改めてこのような見地から改正を図るべきものであると思ふのでありますが、総理の御見解を伺ひ、私の質問を終了いたします。

以上です。(拍手)

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号 (趣旨説明)

○国務大臣(中曾根康弘君) 稲山議員の御質問にお答えいたします。

第一問は、公的年金制度改革の大前提となる一元化の意義及び改革構想の概要について説明せよと、このように点でございます。

公的年金制度は、現在三種八制度に分立しております。このため制度間格差や財政基盤の不安定化など種々の問題が生じておる次第でございます。こうした問題を解決して、わが国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀におきましても長期的に安定した制度を確立するためには、制度の一元化を展望した制度体系の再編成を行うことが避けて通れない課題となつてきておるわけでございます。政府といたしましては、本年五月に閣議決定されました行革大綱に基づき、昭和七十年を目途に制度の一元化を完了するとの基本的方向に沿ひまして、公的年金制度全般を見直す考え方でございます。

次に、恩給や議員の互助年金等につきまして、公的年金制度改革との均衡調和を図るべきではないかという御質問でございます。

恩給制度は、公的年金制度とは別個の体系のものでございまして、しかし、今後の公的年金制度改革とのバランスを考慮し、お示しのとおり均衡を十分考える必要があると思つて、必要な検討を行いたいと思ひます。

三公社の今後の経営形態変更に関する御質問でございますが、政府といたしましては、臨調答申の趣旨を最大限に尊重するとの基本方針に基づきまして、政府決定をもちまして各般の改革を推進しておるところでございます。

御指摘の三公社のうち国鉄につきましては、臨調第三次答申に沿つて、五年以内に事業再建の全体構想を設定しその実現を図ることとしており、このため、すでに国鉄再建監理委員会を設置して、経営形態問題を含め全体的な再建対策について御審議を願ひ、職場規律確立等の緊急対策の推進にも努めるなど、着実に本問題は軌道に乗つて

いると考えておる次第であります。

電電公社、専売公社の改革につきましても、同じく行革大綱におきまして定められた方針に沿つて鋭意調整を行い、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備しておる次第でございます。

次に、今後の厚生年金保険制度適用者に対する企業年金のあり方について御質問がございまして、

企業年金につきましては、公的年金を補足するものとしての役割が大きく期待されておるところであります。今後大事なことは、やはり企業の自主性を十分尊重しつつ、その健全な普及、育成に努めていくことであると考えて、そのように施策いたしたいと思ひます。

共済年金制度における企業年金部分の区分の必要と今後の取り扱い方針についての御質問につきましては、これは公的年金の全体的見直しの過程におきまして十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、仲裁裁定、人勧等に関しましては、仲裁裁定につきましては国会に付議いたしまして、国会の御判断をまつべきものと考えております。人勧につきましては、給与関係関係会議において、勧告制度尊重という基本的立場に立って、国政全般との関連において慎重に検討しておりますが、この取り扱いの決定時期につきましては、事柄の性質上、年末を控えておりまして、できるだけ早期に結論を得るよう努力いたしたいと考えております。

公的年金制度が一元化された場合の健康保険制度のあり方についての基本方針を明らかにせよという御質問でございます。

今後における医療保険制度のあり方につきましては、高齢化社会に向けて、中長期的観点に立って医療費と負担能力の動向、給付と負担の両面における社会的公平の確保及び長期的安定性の維持、これらの点に留意をいたしまして、その改革

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

六四

につき真剣に取り組む所存であります。
年金制度改革と公平性確保につきまして種々の御質問をいただきました。

年金制度改革の改革に当たりましては、世代内、それから世代間の公平を確保することが何よりも重要であると思っております。このため、給付水準と負担のあり方を初めとする具体的課題につきましては、年金制度改革を進めいく過程で公平性の確保、安定性の維持に配慮しつつ解決を図ってまいりたいと思っております。

さらに、新行革大綱で本年度末までに年金制度改革の成案を得るとしているが、共済年金制度の統合に着手すべきではないかという御質問、また、本法案を撤回して改めて新しい見地から出直すべきではないかという御見解でございますが、今回の統合法案は、公的年金制度の再編・統合を進めるに当たっての第一歩と考えておりまして、今後さらに全体の公的年金の一元化に向けて、各種年金制度の改革を進めてまいりたいと思っております。

残余の問題は関係大臣から御答弁申し上げさせていただきます。(拍手)

【国務大臣(竹下登) 御答へいたします。】

まず、専売公社の改革問題につきましては、五月二十四日に閣議決定を見ました新行革大綱に沿って引き続き鋭意努力しているところであります。これは総理からもお答えがありました。

そこで、専売公社の改革については、わが国たばこ事業の健全な発展に資するため企業性の発揮が可能なのではないかと考えておりますが、同時に、葉たばこ耕作者、たばこ小売人等の方々への影響にも十分配慮することが必要であります。随時各申の趣旨を踏まえながら、各方面の意見を配意しながら対処してまいりたい、このように考えております。

企業年金のあり方でございますが、公的年金を補足するものとしての役割りが大きく期待されて

おるところであるという認識をいたしております。

共済年金制度における企業年金部分の問題でございますが、公務員等の共済年金は、社会保障としての公的年金制度として機能をいたしますと同時に、職務の能率的な運営に資するものとなっております。企業年金部分が含まれていると考えられておりますが、計数的に明確な区分を行う、これは非常にむずかしい問題であります。共済年金も公的年金の一つであることからいたしまして、厚生年金、国民年金、船員保険において制度の関係整理が行われる場合、その結果を踏まえまして、厚生年金等との整合性を確保するという方向で関係整理していく必要がございます。その際、共済年金に含まれておると考えられます企業年金的部分の取り扱いにつきましては、公務員制度等の関係も踏まえて検討してまいりたい、このように考えております。

次に、国鉄共済財政悪化の原因、責任の問題であります。

この問題は、今日の国鉄共済年金財政の悪化、これは輸送構造の変化によりまして職員数の減少、職員の年齢構成のひずみによりましてこの成熟度の高度化など、国鉄特有の原因があることも事実であります。より基本的には、やはり給付と負担の関係が長期的に安定したものとないなかつたこと、また国鉄という一企業の年金保険集団で運営してまいりましたために、産業構造の変化に適切に対応し得なかつたこと、これが主たる原因であると考えられます。

この基本的問題につきましては、国鉄共済年金に限らず、わが国の公的年金制度が抱えております問題でございますので、給付と負担のあり方、これを抜本的に見直すほか、制度全体の再編・統合を図っていく必要があると考えておりまして、何よりも相互扶助の理念に基づく社会保険制度の中でまず解決すべきものである、このように考えております。

次が、仲裁、人勧との関係でございます。

仲裁規定につきましては、本年度の仲裁は完全実施が予算上可能であると現状では断言できない、そこで国会に付議しておるわけでございますから、政府としては国会の御判断をまつべきであるという考え方であります。

次の人事院勧告につきましては、わが国の財政事情は、公債の発行残高がすでに百兆円を超えているなど異例に厳しいものがあります。今後とも引き続き行財政改革を進めて、もって財政の対応力の回復を図ることが最も緊急かつ重要な政策課題と心得ております。

したがって、財政当局として申し上げますならば、人事院勧告制度の持つ重要性については十分認識しておるところではあります。現下の財政事情を考慮いたしますならば、多額の財源を要する人事院勧告の取り扱いについては厳しい姿勢で臨まざるを得ない、このように考えております。

いざいざいたしました、本年の人事院勧告の取り扱いにつきましては、現在給与関係関係会議において国政全般の立場から慎重に検討しているところであります。

次に、租税負担と社会保障負担の問題でございます。

臨調答申では、「今後、高齢化社会の進展等により、長期的には、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民負担率は、現状よりは上昇することとならざるを得ないが」、「現在のヨーロッパ諸国の水準」すなわち五〇％程度よりは「かなり低位にとどめることが必要である」と、このように述べられておることは御承知のとおりであります。われわれといたしましては、答申の趣旨を尊重して対処していきたいと基本的には考えております。

国民の負担率のうち、租税負担率につきましては、これまでも委員会等でたびたびお尋ねもありませんし、お答えもしたことでございますが、現実の政策目標として、あらかじめ固定的に設定する

ことにつきましては、ことに現在のような流動的な情勢の中にあつては慎重を要する旨お答えを申し上げてきたところでございます。同じような視点から、これに社会保障負担を加えた国民負担率を考へる場合においても、将来の社会保障制度についてどう考えていくべきかという問題が加わるわけでありまして、今後、中長期的な経済展望の中におけるそのあり方については、やはり慎重に検討してまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

次に、本年度末までに年金制度改革の成案を得ることという問題についての、本法案を撤回し改めて改正を図るべきではないかと。総理からお答えもございましたが、今回の統合法案は各種公的年金制度が分立している中で、まず国と公企体の共済組合制度を統合して給付要件を合わせることを主たる目的としておりまして、公的年金制度の再編・統合を進めるに当たつてのまさに第一歩と位置づけるべきであると考えております。全体の再編・統合は一挙にできるものではありません。一歩一歩積み上げが必要であります。このことは、去る五月二十四日閣議決定をいたしました統合・再編についてのおよその方向と段取りについての目安の中でも、改革の第一歩としてこれが位置づけられておるところでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

【国務大臣(林義郎) 答へます。】

○国務大臣(林義郎) 私に対する種々の御質問がございましたが、まず第一に、共済年金と厚生年金制度との整合性について考慮すべきではないか、また年金制度改革の改革構想はどのようなものか、というのが第一の御質問だと考えております。

この問題につきましては、高齢化社会の到来に備え、長期的に安定した年金制度の確立を図るためには、将来の一元化を展望しつつ制度全般の見直しが必要だと考えておりますし、このため政府といたしましては、昨年九月及び本年五月の閣議

決定に基づき、昭和五十九年から六十一年にかけて国民年金、厚生年金等の関係整理を図るとともに、これに沿って共済年金についても関係整理を図ることとしておりまして、これにより、両制度の整合性を図っていく所存でございます。また、公的年金制度改革の将来構想につきましては、閣議決定に基づき、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるという基本方針のもとに、現在、鋭意検討中でございます。

次に、援護法との関係及び今後の厚生年金適用者に対する企業年金のあり方について御質問がございましたが、これにつきましては総理から御答弁がございましたし、同じでございますから省略をさせていただきます。

第三番目に、公的年金制度が一元化された場合における健康保険制度のあり方についての基本方針を問うという御質問がございました。

今後における医療保険制度のあり方につきましては、高齢化社会に向けて中長期の観点に立って、医療費と負担能力の動向、給付と負担の両面にわたる社会的公平に留意しつつ、その改革に真剣に取り組む所存でございます。今回の医療保険制度の改革案は、このような考え方に立って、退職者医療制度の創設や被用者保険本人の給付割合の改定などを行うものでございまして、厚生省といたしましては最善と考える提案をしたものであり、今後各方面の御意見を十分に聞いて、国民の納得の得られるような成果を得ることといたしたいと考えております。

次に、給付水準と負担のあり方、女性の年金権の確保、厚生年金への国庫負担の特例の解消、年金行政組織の一元化等の課題が山積しているが、これを踏まえた年金制度改革の方針及び改革に際しての公平性の確保について私の見解を問うという御質問がございました。

給付水準と負担のあり方、女性の年金権の確保につきましては、公平性の確保等の観点から、公的年金制度全体の見直しの中で的確に対処してま

いいたいと考えております。

厚生年金の国庫負担の繰り入れの特例措置につきましては、特例適用期間後は本則に戻ることは国会の場で答弁してきたとおりでございます。

また、年金行政組織の一元化につきましては、年金制度の一元化を展望した制度全体の見直しを行っていく中での課題だというふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣長谷川峻君登壇 拍手〕

○国務大臣(長谷川峻君) 総理並びに関係閣僚から大体答弁がございましたが、私は国鉄に關係する運輸大臣として、このたびの統合法案についてお答え申し上げます。

とにかく国鉄の従業員というのは組合が非常に小さい、そういうことからしますと、先ほど質問者も言われたとおり、成熟度が非常に強いために、来年度あたりはパンクして共済の金が払えない。こんなことから、これを国家公務員、そういう方、公共企業体、これが一緒に成って救済してやろうというところに今度の法案の大きな意味を持つておりまして、ぜひこの点を御勘案いただいて、労働者の連帯ということからして御賛成願いたい。

そしてまた、将来経営形態が変わったならばどうなるかという話がありますが、仮に経営形態が変わっても、働く諸君が持っているところの権利というものをなくすようなことはいたしませんから、その辺を安心しながら御推進願いたい、こう思います。(拍手)

〔国務大臣松田徳太郎君登壇 拍手〕

○国務大臣(松田徳太郎君) 稚山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、電電公社の改革の展望と年金のあり方についてであつたと承っております。

まず、電電公社の改革につきましては、先ほど総理のお答えにもありましたように、新行革大綱の定めるところに従いまして、所要の法律案を次期通常国会に提出すべく準備を進めることといた

しております。そのため、政府・自由民主党行政改革推進本部常任幹事会において関係者の出席を求めつつ調整を進めるとの政府方針が閣議決定されているところであります。

この常任幹事会が去る九月十三日に開催され、橋本自由民主党行政財政調査会長から示された「日本電信電話公社の改革について」の案を手がかりとして、今後、政府において法律案策定のための具体的作業を進めていくとの方針が意見調整され、決定されたところであります。

郵政省といたしましては、この方針を受け、関係の向きと連絡調整を行いながら、新行革大綱において定められた方針に沿って法律案策定作業を進めてまいり所存であります。

また、電電公社の経営形態が将来変更された場合の年金についてであります。今後、電電公社の経営形態が変更された場合であっても、公的年金全体の再編・統合が完了するまでの間は、今回の法改正後の共済組合制度を適用していくことが現実的な処理であると考えております。臨調答申においても同様の考え方が明記されておるところでございます。

以上お答えをいたします。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中野鉄造君。

〔中野鉄造君登壇 拍手〕

○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま趣旨説明のありました国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を求めるための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑を行うものでございます。

まず、総理にお尋ねいたします。

第一点は、年金の制度改革について国民の合意を求める方途についてであります。

わが国の年金制度は、昭和三十六年の皆年金体制達成後、徐々に整備拡充されてきたのでありますが、高齢社会の進行とともに、受給者の増大や

保険料負担増など年金制度への不安の声が強まっていることも事実であります。公的年金制度の長期的安定の確保は、民生安定のかぎであり、国民の老後生活に不安をもたらすことのないよう、その整備と運営を常に目指すべきであります。特に、その根底には国民の信頼と合意形成が不可欠であると思ひます。総理は、年金制度改革への国民の合意を求める方途についてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

第二点は、世代間の負担の公平と連帯についてであります。

現在のわが国年金の財政の実態は、勤労世代の拠出する保険料等に対する依存度が高く、今後、制度の成熟に伴い、後世代ほど勤労世代の負担はふえ、このまま推移すると受給階層世代に比して勤労世代の負担はさらに重くなり、不公平ではないかという指摘があります。勤労世代と給付を受ける世代との制度に対する共通の理解と連帯の意識、すなわち世代間の負担調整をいかに円滑に進められるのか、総理の所信を伺います。

第三点は、公的年金制度の統合一元化と本法律案との関連についてお尋ねいたします。

わが国の公的年金制度の沿革を概観すれば、社会のときどきのニーズに応じ、他制度との整合性や関連に配慮することなく、おのおの別々に発展してきたのでありまして、長い歴史と伝統を持ち、それぞれ所管大臣が管理運営しているのであります。

このような各種公的年金制度を政府は昭和七十年を目途に一元化するため、本年度末までにその具体的内容、手順について成果を得ることとしております。ただいま議題となつてゐる本法案は、公的年金制度の再編・統合の一環と位置づけられておりますが、そうであるならば、まず政府が目指す公的年金制度一元化のための具体的方針を明らかにするとともに、同方針と今回の四共済年金統合化法案がどのように関係づけられるかを明らかにすべきであります。

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 (題旨説明)

六六

すなわち、一元化されたときの給付水準や負担のあり方などの全体像が明らかになっていなければ、再編・統合への足がかりと言っても国民には何のことも納得しがたいのであります。統合一元化された場合の年金給付水準や負担の限度を初めとして、制度の仕組みなど具体的内容についての御説明を承りたいのであります。

第四点は、三公社の経営形態と年金制度との関連についてであります。

申し上げるまでもなく臨調は、国鉄を初め電電、専売の三公社の経営形態について考え方を示しており、政府もこれを最大限に尊重することとしておりますが、三公社が客申の趣旨に沿ひ民営化された場合、現在のわが国年金体系から言えれば、厚生年金保険制度を適用するのが筋であると思ひます。三公社の経営形態が確定していない現在、なげ年金のみの統合を急がれたのか。さらに、三公社の経営形態が変更されても共済年金制度を適用することの是非について総理の見解を伺いたいのであります。

第五点は、国鉄共済組合への財政措置についてであります。

本法律案は、公共企業体職員の年金の給付要件等を国家公務員と一致させるとともに、国鉄共済組合に対する財政上の措置を図ることを主たる目的としておりますが、本法律案に対して社会保険制度審議会の答申は、「国鉄共済組合の危機的状況については、かなり以前から予測されていたところであり、本審議会もその解決策を講ずべきことを繰り返し指摘してきた。それにもかかわらず、今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されていらないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれる。」こう述べて政府の怠慢と責任を追及しております。大蔵大臣及び運輸大臣は、国鉄共済年金財政悪化の原因をどのように認識され、国として今日に至らしめた怠慢と責任についてどのような見解を持っておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

さらに、今回の財政調整事業は、昭和六十年四月から五十年間の予定となっておりますが、この五十年間の所要の措置がとられたといたしまして、その後の処理は全く不明であり、いわばこの救済策を実施することによって国鉄共済組合は健全な体質に改善されることの展望もなければ保証もないのであります。このような措置は場当たり的で真の解決にはならないと思ひますが、この点についてもあわせて大蔵大臣、運輸大臣の所信を伺っておきたいのであります。

次に、年金制度の改革と既得権、期待権との関連についてであります。

本法律案によれば、電電及び専売公社の職員は、財政調整事業の名のもとに国鉄共済組合救済のための負担が新たに加わるとともに、他方、給付面では国家公務員の水準に引き下げられることになるのであります。いわば二重の負担を強いられ、期待権は著しく侵害されることになるのであります。

各種公的年金制度の改革に当たっては、国民の年金制度への信頼が何よりも重要であり、今後予想される広範な統合を含めて、年金加入者の既得権、期待権についてどのように考えておられるのか、大蔵、郵政並びに厚生大臣の見解を承りたいのであります。

最後に、年金制度の一元化についてお尋ねいたします。

現在、わが国の公的年金制度は八つの法律制度、六つの省庁に区分され、それぞれ個別に管理運営されておりますが、すでに臨調第三次の基本答申におきましても、年金行政の一元化が指摘されて、政府も行政改革大綱において記録の統一的管理、通算年金の支払い窓口の一本化等を決めております。今後年金制度の統合、一元化を推進していくには、現在分立している年金行政組織を速やかに一元化することこそ最重要であると思ひます。

わが党は、すでに六年前の昭和五十二年、「福祉社会トータルプラン」を発表し、その中で、いわゆる二階建て方式の国民基本年金構想を明示しております。この構想は、憲法に保障された健康にして文化的な最低限度の生活を保障できる基本年金を根本として、二階部分については各制度ごとに自主的に組み立てるといふものであります。総理は、年金の統合についていかなるビジョンをお持ちであるのか、また、わが党のこの構想についてどのような御見解を持っておられるのか、以上お尋ねいたします。私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 中野議員の御質問にお答えを申し上げます。

公的年金制度一元化において、今後の国民的合意の形成をいかに努力するかという御質問でございます。

政府といたしましては、昨年九月及び本年五月の閣議決定に基づきまして、公的年金制度の一元化を展望しつつ年金制度全般の見直しを行うという基本方針をつくりまして、鋭意その作業中でございます。

このような改革を推進していくに当たりましては、御指摘のように、国民全般の御理解と御納得を得ることが極めて重要であると思ひます。このような認識に立ちまして、政府といたしましては国民の御理解を得るために今後格段の努力をいたすとともに、関係審議会に御議論を願うなど、種々努力してまいりたいと思ひます。

次に、公的年金制度の安定を図るために、世代間の負担の公平をどのように配慮するかという御質問でございます。

本格的な高齢化社会の到来に対応いたしましたとして、安定した年金制度の確立を図っていくためには、御指摘のように、世代内及び世代間の公平性を確保することが非常に重要であると思ひます。このような見地から、現在、給付と負担、制度体系のあり方等制度全般にわたって検討して

るところでございます。

これは私見でございますが、私は一般的な今後の政策論といたしまして、高齢化社会が参りまして人生八十年、こういうふうになってまいります。動向を踏まえまして、やはり高齢者にも働かざるを得ない状況で、できるだけ負担を減らして、チャンスを継続する。そして若い世代だけにこの負担が集中しないような配慮をする。しかし高齢者も働くチャンスによって生きがいを感じる、そういうような方向に政策として努力していくのが正しいのではないかと考えております。

次に、三公社の経営形態が仮に民営になった場合に、この公的年金との関係はどうであるかという御質問でございます。

年金制度には歴史や沿革がありまして、いままでも年金制度の適用区分と経営形態とは必ずしも一致しているものではないのであります。三公社の経営形態の変更後も公的年金制度全体の再編・統合が完了するまでの間は、共済組合制度の継続が現実的であり、かつ妥当であると考えております。

国鉄共済年金財政悪化の原因は何であるかという御質問でございますが、先ほどの点につきましてはすでに大臣から答弁がございましたが、基本的には給付と負担の関係が長期的に安定したものととなっていないということ、それから国鉄という企業の年金保険集団での運営が産業構造の変化に適切に対応し得なかったという点にあるのではないかと思ひます。

国鉄共済年金財政の悪化を今日までなぜ放置していたかという御質問でございますが、国鉄共済組合単独の各種の措置をいままです講じてまいりました。これと同時に、抜本的な対策についても各般の検討を進めてきたところでございます。これらの検討の結果を踏まえ、いよいよ国鉄年金制度のぎりぎりの段階に参りまして、後がないという状態まで来ているという、こういう情勢でもございまして、公的年金制度の再編・統合の一環とし

てこの法律案を御提案申し上げた次第でございます。

国鉄共済への財政調整については、昭和六十四年までの試算は示されているが、六十五年以降はどうかという御質問でございますが、六十五年以降につきましては、去る五月二十四日の閣議決定におきまして、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行うこととしておりますので、その見直しの過程で十分に検討していきたいと思っております。

最後に、一元化の全体像が不明確である、その将来構想を明確にすべきであるという御質問でございます。

この公的年金制度全体のあり方につきましては、昨年九月及び本年五月の閣議決定に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金制度全般の見直しを行うという基本方針に沿って、現在鋭意検討中でございます。その際、公明党の年金改革構想、いわゆる基本年金制度トータルプランと名づけられておりましたが、これも十分参考にしたいと思っておりますのでございます。

私の記憶によりますれば、今回国家公務員と公企業全体の統合の法案をいまだお願いしておるところでございますが、五十九年から六十一一年ごろにかけて、次の厚生年金、国民年金、船員保険等の統合が課題になり、その後そのほかの共済年金、たとえば農林あるいは私学等の統合が出てまいりまして、そして七十年に全部の統合を完了する、こういう構想で進める予定であると記憶しております。

残余の答弁は関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず、法案提出に当たったの合意形成の問題であります、今回の法律案が公的年金制度の再編・統合を進めていく上の一歩であるという意味における関係者の方々の理

解は得られたというふうに私は認識いたしております。

そもそも、これは共済年金制度基本問題研究会の意見に沿って策定したものでありまして、そうして昨年以来、懇談会を含めて十回以上国共済の方々には骨を折っていただきました。そして、ともかくにも連帯の精神に基づいて答申をいただいたところでございますので、私どもは十分時間をかけて議論していただいた苦心の答申であるというふうに理解をさせていただいております。

それから、公的年金制度一元化構想の中で、考えようによれば国鉄共済の救済だけを目的としたものじゃないかと、こういう御意見もございまして。

公的年金全体について給付と負担の両面から見直して、制度の再編・統合が必要という前提の上に立って、まさに計画的に検討を進め、今回の統合法案はその第一歩、一環であるという考え方でございまして、やはり公企業共済の給付要件等を国鉄共済に合わせるという一つの目的と、そして国鉄共済に対する財政調整、この二つの目的があるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、三公社の経営形態を民営に移管した場合、総理から御答えがあったとおりでございます。いろいろな解決すべき技術的問題もございまして、しかし、現実的であるという意味におきましては、引き続き共済組合制度の適用を継続していくというところではなからうかというふうに考えております。

国鉄共済年金財政悪化の原因、総理から御答えがあったとおりでございます。確かに、一企業の保険集団で運営してきたということ、これが輸送構造の変化による要員の縮小と、それに伴う急速な成熟化の進行に耐えていけなかったこと、これは御説明を申し上げたとおりでございます。

そこで、その国鉄共済をなぜ今日まで放置してきたかという御議論でございます。

以前から保険料の引き上げをお願いしましたが、いろいろな対策を講じてきたところでございますが、やはり一企業保険集団であったため、抜本的改善にはつながらなかったということは事実であります。したがって、国鉄とされましても、五十三年に国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会、そして運輸省でも国鉄共済年金懇談会等、それぞれ抜本的な検討を続けられて、いま今日に至ったわけでありまして。

また、大蔵省としても、共済年金制度基本問題研究会、これで五十七年七月に意見書をいただいております。したがって、この意見書とか臨調答申とかを踏まえて、関係審議会の議を経てこの統合法案を提出する段階になったというふうに御理解を賜りたいと思っております。

それから、国鉄共済への財政調整について、昭和六十四年までの試算は示されておるが、六十五年以降はどうか、こういう御質問でございます。一般的に財政再計算期間が五年ごととなっておりますので、これに伴って六十四年までを試算したものであります。そして現時点では、六十五年以降の見直しについて、これをきちんと立てることは困難でございますが、仮に現行の給付水準のままで国鉄共済と公企業だけで財政調整を行うとすれば、かなりこれはむずかしいことだと考えております。したがって、六十五年以降については、この間五月二十四日の閣議決定におきまして、長期的に安定した制度の確立を図るため、公的年金制度の一元化を展望しながら制度全般の見直しを行う、このようにされておりますので、その見直しの過程で十分考えるべきであると考えております。

それから次は、既得権と期待権の問題についてのお尋ねがございました。どんな制度でも、とりわけ過去の長い歴史を持つております年金制度につきましても、制度改正をする場合は、改正前と改正後で、程度の差はございまいとも、線引きをいたしましたならば

ば有利、不利の議論は必ず起こってくる、これはやむを得ないこととさせていただきます。

したがって、今回の改正法は、公的年金一元化の一環として、給付水準の高い公企業共済年金を公務員共済に合わせるものでございまして、公企業共済の期待権はその意味で抑えられることになることは御理解をいただきたいと思います。ただ、既得権については、既裁定者について現行年金額を保証することで措置を行ったというふうに考えておるところであります。

以上で御答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣林義郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(林義郎君) 中野議員の御質問のまず第一は、年金統合化と本法律案についての関係、政府は本法案は年金一元化の第一歩と説明しておるが、国鉄共済の救済のための財政調整をねらったものではないか、また、具体的給付と負担のあり方との関係を将来構想にわたって示せ、どうだと、こういうふうな御質問であったと思っております。政府としては、公的年金制度全体の改革をやつていかねばならない。本年五月の閣議におきまして、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了するという基本方針を立てまして、先国会からこの共済統合法案をお願いしていただいております。次期通常国会には厚生年金及び国民年金法の統合をお願いし、五十九年から六十一一年にかけていろいろな関係整理を図っていく、こういうことで考えておるところであることをまず御答弁申し上げます。

現在御審議をお願いしている今回の統合法案は、国家公務員と公企業共済職員との共済制度間にある相違点を解消するとともに、あわせて国鉄共済組合に対する財政調整を行うとするものでありまして、年金制度改革の一環でございます。し、その基本方針に沿うものでありますので、年金問題担当大臣としまして、ぜひその成立をお願いしたいと考えております。

第二は、臨調では国鉄、電電等民営化が言われ

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号 (趣旨説明)

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

六八

ておるが、民営化するのであれば厚生年金の方に入るのが筋である、経営形態が変わっても共済にしておくのはどうか、こういうふうな御質問でございます。

これにつきましては、総理及び大蔵大臣から御答弁がございましたので、同趣旨でございますので、省略させていただきます。

第三番目は、年金制度の一元化を進めるに当たって、既得権や期待権を侵害することがあってはならないと考えるがどうか、こういうふうなお話でございます。

これにつきましては、大蔵大臣から御答弁がありました。一般論として申し上げますならば、年金制度の改革に当たりまして、既得権や期待権については配慮をしていかなければならないというところでございます。特に、すでに年金を受給中の方々につきましては、改革により生活設計の急激な変更を強いようなことはやぶり避けなければならないという観点も検討の課題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣(松田孝太郎)登壇、拍手〕

○国務大臣(松田孝太郎) 中野議員の御質問のうち、私に関する部分についてお答えをいたします。

まず、現在、公社の経営形態がまだはっきりしていない段階で、なぜ年金の統合だけ急いで行うのかという御質問でございますが、わが国の公的年金制度は、高齢化社会の到来と年金制度の成熟に伴う年金給付の増大、各制度間における給付内容等の相違からくる制度間格差問題、給付水準の見直しなど、公的年金制度全体の再編成が要請されているところでございます。また、国鉄共済年金における財政危機は一刻の猶予も許されない状況にあると承知をいたしております。このような状況下にあります、政府としては、公的年金制度が将来にわたって健全かつ安定的に推移し得るよう、いまから改革を進める必要があるとの

見地に立つて、その再編・統合を図っていくこととしたものでございます。

また、電電公社の経営形態が将来変更された場合の年金については御質問がございましたが、この点については総理、大蔵大臣からの御答弁にございましたように、今後電電公社の経営形態が変更された場合であっても、公的年金全体の再編・統合が完了するまでの間は、今回の法改正後の共済組合制度を適用していくことが現実的な処理であると私も考えております。臨調答申においても同様の考え方が明記されているところであります。

次に、制度改革に当たり、電電公社共済年金の既得権、期待権についての御質問についてであります。既得権、期待権につきましては、既得権の確保に努めるべきものであると私も思っております。今、提出された法案につきましては、既得権の侵害とならないよう十分配慮されているものと考えております。また、今後受給権の発生するものの取り扱いにつきましては、公的年金制度再編・統合の目的とするところに沿う観点から言いますと、国家公務員共済年金と同一の取り扱いとなることはやむを得ない措置であると考えております。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣(長谷川峻)登壇、拍手〕

○国務大臣(長谷川峻) お答えします。

国鉄共済年金財政の悪化の原因等々については、総理大臣あるいは大蔵大臣等からお話がありましたので省きます。

問題は、国鉄共済年金財政悪化が以前からわかっていて、いまだ先はどうなるか、こういうお話であります。国鉄共済年金財政の悪化は、何と云っても、他の年金を上回る財源率の引き上げとか追加費用の繰り入れなどの変更で措置を講じてまいりましたけれども、年金財政の収支均衡に努めてきたものの、しかしながら、一企業によりそこらの共済制度単独での対応には限界がありまして、さらに根本的な対策として、政府部内で

共済制度全体との関連から検討を重ねた結果、この問題を社会保障制度における仕組みの中で解決を図っていくために、長期的には段階的に公的年金制度の再編・統合を図っていくこととして、その一環として、まず当面、類似の共済制度であるところの国家公務員と公共企業体職員の共済制度の統合を図ることとしたものであります。

政府としては、この国鉄共済制度の安定についてできる限りの努力を続けてきたことでありまして、その点は御理解いただきたいと思っております。私の立場といたしましては、財政内容のい

いところの郵政省所管の組合、私の方は限度にまで調整をお願いし援助をお願いしなければならぬところの国鉄共済、そういう立場からしますと、うと、これはぜひひとつ、いまでも組合なりあるいは経営者の方々にお願いして、ようやくここに法案が提出されて御審議いただいていることとでございます。また、ぜひひとつ、いままの国鉄共済が大変むずかしいときにあるときに、働く諸君に元気づける、本当にまじめに働く諸君に元気づける、こういう意味でも共済が存続されるように、国会の皆さん方に格段の御理解をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇、拍手〕

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表いたします。本改正案に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

第一に、本改正案もその一環とされている政府の臨調行革が、国民の福祉と生活にどうかかわるかという問題であります。

臨調最終答申は、「活力ある福祉社会は、自立・自助を原則とする国民の活力と創意を基礎にしてこそ存立し得るものである」として、行政の役割は最小限のものとすべきだと提言しております。その具体化が、すでに実施されている老人医療の有料化や、人勧凍結に関連させての年金スラ

イド実施見送り、シーリング方式による福祉予算などの徹底削減にはなりません。この臨調行革のもとで、福祉はいまや冬の時代に追い込まれたのであります。

福祉行政の重要性について、生存権を規定した憲法二十五条は、その第二項で「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責任を明記し、その努力を義務づけております。総理は、生存権について、またそれに関する国の責務についてどう認識しているのでしょうか。さらに、臨調行革による福祉施策の縮小、後退を憲法との関係でどう位置づけているのでありますか、お答えいただきたい。

目前に迫る高齢化社会を云々せずとも、生活保護世帯、ひとり暮らし老人、寝たきり老人、さらには有病者の増大、そして保育所不足、医療、保健行政の立ちおくれなどは目に余るものがあります。国民の命と暮らしにかかわるこの分野こそ、行政が重点的に心配りをすべきところであります。指摘しておきたいのは、国民の生活と健康に対する不安がきわめて高いこととであります。

たとえば、一昨日発表されました日銀の貯蓄に関する世論調査でも、最も重点を置いている貯蓄目的の第一位は、病気や不時の災害への備え三六・一％。第二位は、老後の生活のための一五・三％であります。また、毎月行われていた時事世論調査によっても、暮らし向きは昨年に比べ苦しくなったという人が四割から五割もおります。このことは、国が国の責任で社会保障制度の整備充実を進めることを求めるものでこそあれ、後退を是認するものでは決してありません。総理は、将来に向けて福祉政策の重点をどこに置いて進めるのか、明らかにされたいのであります。さらに、さきの衆議院行革特別委員会でも、租税と社会保障の国民負担率を四〇ないし四五％の水準に引き上げるとの臨調での論議が明らかにされ

ております。これが実行されると、国民一人当たり、お年寄りから赤ん坊までのすべてに十万円から二十万円の負担増が押しつけられるという驚くべきものになるのであります。総理は、この考へ方によつての所見をお持ちか、福祉政策との関係を含めて答弁願います。また、負担増を考へる場合、税負担と社会保障負担のどちらに重点を置くのか、あわせてお答え願います。

第二に、本法案そのものの持つ問題について質問します。

まず、本法案の最大のねらいの一つは、破綻寸前になっている国鉄共済年金財政の救済を、国家公務員と二つの公社職員の掛金引き上げ、国鉄労働者の負担増で当面糊塗しようというものであります。

今日、国鉄共済年金財政を他の共済に先駆けて急速に悪化させてきた根本原因は何か。戦前から戦中にかけて国鉄は、応召、外地派遣の補充と戦時輸送力の増強のために大規模の新規採用を行い、戦後も復員者、外地引揚者の大量吸収を続けてきました。これらすべてが当時の国策遂行の目的に従つてきた世代の職員が今日大量に退職期を迎えているのに対し、この人々を財政上支える現役職員は、政府のモータリゼーション政策と合理化計画で急激に削減され、このことによる職員構成上の大きなゆがみが今日露呈している、これが根本原因なのであります。このことが歴代自民党政府に責任があるとは考えませんか。しかるに本法案には、本来責任をとるべき国の援助が一片も見られず、国鉄労使とOB、さらには何の関係のない他の共済職員にもつぱらその負担を転嫁しようとしており、絶対に容認できないのであります。総理の答弁を求めます。

次に、組合員に対する過大な負担と給付切り下げの問題であります。

組合員の掛金は、大蔵省の試算によつても、来年十月からその上げ幅は財政調整による分や修正率引き上げによる分に国鉄救済分も加えて、国公

済と電電で三・三五％、専売で三・九％。一方、国鉄はことし十月の分も入れて二・八％になっており、全く過去に例のない大幅引き上げであり、他方、給付については、水準の低い側に合わせる低低平準化方式を基本的にとつており、たとえば、公企体の職場の特殊性から設けられている危険職種に対する加算措置の廃止などはその典型的なものであり、職場の実態を全く無視したものであります。

しかも重大なことは、この切り下げ措置は第一段階のものであり、六十一年度までには他の制度との関係で大幅な保険料の引き上げ、給付の切り下げなど一層全面的な改悪を企図していますが、組合員に犠牲を強いるのではなく、使用者負担割合をふやすなど、抜本的に負担割合を改める考えはありませんか。

一方、この犠牲を強いられる官公労働者は、昨年の人勧凍結に続き、ことしもいまだ人勧、仲裁が実施されておられません。速やかに完全実施すべきであります。官房長官、給与関係関係会議の座長として、けさの関係関係会議の内容の報告とともに、今国会中に給与法案を提出する意思があるかどうか、明快な答弁を求めます。

最後に、今後の公的年金制度全般について質問いたします。

政府は、本年四月、関係関係懇談会で、昭和七十年を日途に公的年金制度全体の一元化を図る方針を決定しましたが、いま国民の中に、本当に老後の生活を保障し得る年金制度が確立されるのだろうかという不安が巻き起こっております。いま政府が検討しているのは、保険料は二倍にするが、年金給付の水準は直近の労働者の平均標準報酬月額額の六割程度に抑えようというものであります。厚生省が行った年金に関する有識者調査でも、六割以上の水準が必要だと答えた人は八七・九％を占めています。

そこで、総理に伺いますが、給付水準は老後の安定のためにせめて七割程度にし、財源も国民の

負担を増加させるのではなく、利益を上げていた大会社などにも社会構成員の有力な一員として特別の負担、社会的寄与を求めることは道理もあり、当然必要なことだと考えますが、検討の用意がありますか。

また、国民が非常に危惧を感じている点は、年金制度の一元化の美名に隠れて、国庫負担削減の意図が明確になってきていることとあります。財政危機の口実のもとに国の責任を放棄し、国庫負担を乱暴に削減して、戦後管々として築いてきた社会福祉と社会保障を一挙に突き崩すことは絶対に許せません。厚生大臣、年金制度改革に当たつても、国庫負担の見直しは安易にやらないと約束できますか。

年金制度改革に求められる原則は、第一に生活できる年金であること、第二に長期的に安定した制度であることとあります。政府がその実現に努力することを強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】
○国務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員にお答えを申し上げます。

まず、憲法に規定されている生存権との関係において社会福祉制度をどう見るかという点でございます。

憲法第二十五条の趣旨を具体化するために、国民が生涯のどの段階においても不安を持たずに生活できるよう社会保障制度を整備することが国の使命であると心得ております。社会保障制度がその役割を果たすためには、時代の要請を踏まえつつ、長期的に安定し、有効に機能していくことが重要でありまして、このために高齢化社会の進展等の情勢を踏まえ、施策の効率化、重点化を図ることにより社会保障制度を堅持していく、これが憲法に沿うゆえんであると考えております。

次に、世論調査等から見まして、今後の福祉政策の重点をどこに置くかという御質問でございます。

人口の高齢化、経済の低成長等の情勢下において、国民が不安を抱えずに生活できるように長期的に安定した社会保障制度を推進することが重要であると考えております。特に、この際に負担の公平性、それから給付と負担との間の合理的な関係をつくり上げようということ、これらが今後の施策の重要なポイントであると考えております。

次に、国民負担の問題でございますが、臨調答申は、「今後、高齢化社会の進展等により、長期的には、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率は、現状よりは上昇することとなるを得ない」、大抵現状が三五％程度でございます、という認識に立っております。そして、国民の負担率が無制限に上昇することは適当でないという点から、先進諸国の例にもかんがみまして、国民の負担率を現在のヨーロッパ諸国の水準約五〇％前後よりはかなり低い、低位にとめることが必要であると指摘しておるのであります。したがって、そのために徹底した制度改革を含む財政改革の推進が必要であると指摘しておるのであります。

臨調における議論としていろいろ議論があったことは承知しておりますが、私としてはこの答申の趣旨を尊重して対応してまいりたいと思っております。

国民の負担率の具体的な数値をあらかじめ固定的に設定することは、現在の流動的な情勢下においては慎重を要することとあります。しかし、臨調答申におきまして、税負担はできるだけ安定性を持たせる、そして社会保障負担というものは受益と負担との関係を見て弾力性を持たせる、こういう臨調の考え方がありと思っております。これらのことは今後参考になると思っております。

国鉄共済年金の赤字の問題は、すでにいろいろ御答弁申し上げ、また、関係大臣から御答弁申し上げる予定でございます。

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明)

七〇

年金制度全体のあり方の中で、給付水準を七割程度にしたらどうかという御質問でございますが、将来の年金の給付水準につきましては、世代間のバランスに配慮しつつ、関係審議会等の意見を参考として検討してまいります。

年金制度の国庫負担につきましては、将来、全体系的な再編成を検討する中で対処してまいりたいと考えております。

残金の御質問は関係大臣から御答弁いたします。(拍手)

○国務大臣(竹下登君) 拍手
私に対するお尋ねは、いわゆる負担割合の問題でございます。公的年金の給付に要する費用を労使折半で負担するということは、わが国の社会保険全般を通ずる原則でございます。したがって、厚生年金についても同様となっております。国鉄共済年金についても特別な扱いをするということとは、これは適当ではなからうと、このように考えます。(拍手)

○国務大臣(林義郎君) 近藤議員からの御質問の中で、世論調査などで将来に不安を感じている人が多い、こういうふうなお話で、同意するかどうか御質問がございました。これは総理から御答弁がございましたので、同じでございますから、省略させていただきます。

年金制度のあり方として、将来の年金給付水準を七割程度とすべきではないか、こういうお話がございましたが、給付と負担のバランスというものをどうとっていくかということで総理から御答弁があったとおりでございますが、私の方としては、現在社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書に示されておりますところの、現役被保険者の平均標準報酬の六〇％を基準とする考え方を参考にしたい、こういうふうに思っております。

次に、将来の年金財源対策として、大企業から特別の応分の負担を求めることを検討すべきではないかという御質問がございましたが、わが国の年金制度は相互扶助と社会連帯の精神に基づくところの世代間の助け合いの仕組みとして成っております。その保険料は加入者数に応じて徴収するという方式を長い間とってきたところでございまして。御指摘のように、このような形で基本的仕組みを変更し、単なる財源調達という観点から特別な負担を一部のみに与えるということとは、私は非常に困難なことではないかと考えております。

年金制度の一元化の中で国庫負担が削減されるのではないかと危惧を国民が抱いているので、年金財政の国庫負担の見直しを安易にやらなということをはつきり言えと、こういうふうなお話でございましたが、公的年金制度における国庫負担を具体的にどうするかということは、制度全般の体系をどう再編成していくにかかっている問題でございます。その検討の中で考えてまいる所存でございます。(拍手)

○国務大臣(後藤田正晴君) 人事院勧告の取り扱ひでございますが、けさ第四回目の給付関係の閣僚会議を開催いたしました。ただ、けさの会合ではまだ結論を得るに至っておりません。この問題については、従来の会合では労使関係の安定あるいは国家公務員の士気の問題、さらには今日の厳しい財政状況、あるいはまた第二臨調への対応のしづり、さらにはまた諸外国も今日いろいろな形で給付改定をやっておりますが、その給付改定の実施の姿、それと、各国それぞれあり方は違っておりますけれども、やはりある程度の公務員の労働基本権、これの制約がございまして、それらとの関連、こういうような点について国政全般との関連で幅広い検討を真剣に議論を重ねておるわけでございます。

けさの会合では、この問題の緊急性といえますか、余りじんぜん日をむなくするわけにはいかぬ問題である、したがって早急に結論を出さべし、こういうことがけさのおおよその意見でございます。この中で、政府といたしましては、自由民主党としての調整を図りながら、今後の最終の結論、そしてまた、その結論に従っての手続の詰め、こういう点について一層の努力を推進していきたい、か

ように考えておるわけでございます。(拍手)
○議長(木村睦男君) 答弁の補足があります。中曾根内閣総理大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 拍手
国鉄共済の財政危機に際して、今日までなぜ解決策を講じなかったかという筋の御質問でございます。このような事態になりました背景には、ただいま御説明申し上げましたように負担と給付の関係のアンバランスの問題とか、あるいは一つの企業集団の中における社会構造の変化に対応する諸般の問題等々、さまざまな問題がございまして今日の事態に至りましたことはなほ遺憾でございます。

この間におきましても運輸省や大蔵省もいろいろな検討を重ねまして、いろいろな給付の問題やら負担の問題やらにつきましていろいろの提議も申し上げたりしてきましてございまして、しかし、次第次第に経営上の問題が大きくな負担になつてまいりまして、今日に至つたわけでございまして、そこで、今回はやりがりの段階までまいりまして、関係各公企体等の御理解もいただくようにいたしまして今回の法案の提出になった次第でございます。御協力と御理解をいただきたいと思つた次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 柄谷道一君。
○柄谷道一君 拍手
私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま趣旨説明のありました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問を行つたものであります。不透明な時代と言われる現在ですが、わが国が世界に例を見ない高齢化社会に突入することは確実な展望であります。すでに六十五歳以上の人口が総人口に占める割合は九・八％に達しており、今後、三十七年後の二〇二〇年にはそれが二一・八％に達することが明らかであります。急速かつ深刻な高齢化社会がわが国の経済、社会に及ぼす広範な影響ははかり知れないものがあり、この変化の本

質を見きわめて、今後とも活力を維持しつつ福祉社会をいかにして建設するかというところは、今日の最重要な政治課題と言ふべきであります。

活力ある福祉社会の建設は、臨時行政調査会答申の基本理念であり、それはまた国民の強い要求でもあります。私は、早くからその重要性を認識し、再三、年金、雇用、医療、地域福祉、生きがい保障を含めた総合的、体系的高齢者福祉計画の策定と、これに対する国民合意の形成を急ぐべきであると提言し続けてまいりましたが、政府は縦割り行政の弊害を改革し得ず、政策相互間の整合性を確保した総合的な政策体系を何ら提示することなく今日に至りました。これは政府の高齢化対策の基本的欠陥と指摘するほかありません。

長期にわたり安定した国民皆年金体制を、他の政策とも関連づけながらどのようなプログラムで確立するのかという公的年金制度の将来展望を明らかにしないまま、今回の法案を公的年金制度再編・統合の第一段階として位置づけていることは、はなはだ理解に苦しむところであります。政府は、総合的高齢化社会政策をいづどのような手順で樹立するのか、公的年金制度の将来のあり方とその改革の具体策について基本的な点のように考えているのか、総理の明快な答弁をまず求めるものであります。

第二にたざしたいことは、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率について、総理はどのように考えているのかという点であります。

一般に、高齢化社会の進展等によって国民の負担率は上昇を余儀なくされるであろうと言われておりますが、過重な国民負担は活力のない社会を生むことは明らかであり、国民は将来どの程度の負担増になるのかという問題について大きな不安を抱いております。臨時行政調査会は、徹底的な行財政改革の推進を行い、現在のヨーロッパ諸国の水準よりかなり低位にとどめるよう提言しているが、総理は具体的にどの程度まで負担率を国民に求めようとしているのか、この際明らかにしていただきたい。

第三に伺いたいことは、かなり以前から予測さ

れていた国鉄共済制度の危機的状況について、その解決策を講ずることなく今日に至った国の責任についてであります。

わが国の公的年金制度が三種、八つに分立し、その間に給付及び負担の不公平がある現実のもとで、分立する制度を統合することが必要不可欠であると思ふものであります。今回提出されたいわゆる共済統合法案はその一環であるとして政府は説明していますが、しかし、実態的には国鉄共済救済法案という側面が強いことは否定することができません。また、社会保障制度審議会も繰り返してその解決策を早急に講ずべきことを指摘してきたことは御承知のことと思ふのであります。国鉄共済への早期対応を怠ってきた政府及び国鉄当局の責任は重大であると考えざるを得ないものであります。国としての責任についてどう考えているのか、また、社会保障制度審議会がこの点を深く遺憾とし、国としての格段の配慮を求める答申をしていることについて、総理及び大蔵大臣から納得のいく説明をしていただきたい。

第四は、財政調整事業の円滑な実施に關してであります。

共済組合は、本来その構成員による相互扶助の理念に基づいているものであり、国鉄以外の共済組合員は内心不満を抱きつつも国鉄に援助の手を差し伸べようとしておりますが、その際重要なことは、関係者の理解と合意が前提となるべきであります。とりわけ政府が公企体職員等に給付水準の低下や保険料の引き上げを求める場合、そのことは特に配慮すべきであります。その点万全を欠いたことはきわめて残念であります。今後再びかかる事態を招かないよう十分対処するという大蔵大臣の確約をこの際求めます。

また、本法施行後設けられる財政調整事業運営委員会や改正後の国家公務員等共済組合審議会の構成と運営について、社会保障制度審議会は「広く組合員の意向が反映されるよう留意すべきである」と答申しているが、私は、その意のあるところをくみ、従来構成員となつていなかったナショナルセンターの一つである同盟代表の委員を加えることが至当であり、それが財政調整事業や将来

の年金統合を円滑に進める基盤になると信ずるものであります。そのような方針を持つていられるかどうか、大蔵大臣の答弁を求めます。

第五に、保険料率引き上げの経過措置についてたゞし。

今後の財政調整の具体策は財政調整事業運営委員会が決められることになっていますが、この場合、大幅な拠出増にならないようにという主張が関係者の声であり、制度審の答申にも、「制度改正要綱に基づく試算によれば、次の財政再計算期に保険料率を一挙に大幅に引き上げることになつては、これについては段階的に引き上げるような経過措置を設けるべきである」と特に指摘しております。大蔵大臣は、これらを受けて具体的にどのような経過措置を設ける方針か、明らかにしていただきたい。

また、これに關連して、本法案が成立すれば、明年十月から国鉄に対する拠出分を含め保険料率が相当引き上げられることになるが、御案内のように、われわれの強い要求にもかかわらず、五十七年度の人事院勧告は凍結され、五十八年度の取り扱いは本日の閣議においてすら決定されないまま推移しております。賃金は上がらず、その上に年金保険料が引き上げられるに至つては、二重の負担が強いられることになり、官公労働者の中には、法を遵守し、国民の負担にこたえてまじめに働き、行政の効率化についても常に建設的提言と行動を伴つて全官公労働者がいることと深く思いをいたし、政府は速やかに人事院勧告及び仲裁裁定の完全実施を行うべきであると考えますが、総理と総務長官の責任ある答弁を求めるものであります。

最後に、厚生年金及び国民年金積立金の有利運用について厚生大臣に伺いたい。

年金積立額は、五十八年度末の見込みで厚生年金四十一兆円、国民年金三兆円に達しますが、共済組合の取り扱いと異なり、そのすべてが財政投融資の原資となり、その金利は七・三％となつております。これを積立金の一定率でも自主運用すれば、現在以上に利子収入が増大し、年金財政の長期安定に資することは明らかであります。社会保

險審議会は、これまで再三にわたり積立金の自主有利運用を提言していますが、私も賛成の立場に立ち、その早期実現を図るべきだと考えます。厚生大臣は、高齢化社会の到来を展望し、積立金の有利運用のために努力を重ねていくと信じますが、今後の取り組み方について大臣の決意を伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手)

○国務大臣(中曾根康弘君) 柄谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高齢化社会に対応する総合的政策体系をどういう手順で確立するかという御質問でございます。

今後、わが国は、諸外国に例を見ない速さで急速に高齢化する見込みでございます。政策相互間の整合性を図りつつ、総合的に対応する必要性があることは御指摘のとおりでございます。これらへの対応はきわめて幅広い政策分野にわたるべきものであります。特に社会保障、雇用の分野等におきまして、すでにその対応を開始しているところでございます。いずれにせよ、高齢化のピークを迎える三十年ないし四十年後における社会経済情勢に対応できるよう、高齢化の程度が現在の西諸国に比べてまだ低い今後の十数年間を貴重な期間として、福祉、雇用あるいは生涯教育等の各般の施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

また、公的年金制度の将来のあり方とその統合のスケジュールいかにという御質問でございます。

政府といたしましては、昨年九月及び本年五月の閣議決定に基づきまして、年金担当大臣を設け、公的年金制度の一元化を展望しつつ年金制度全般の見直しを行うという基本方針のもとに、目下鋭意検討中でございます。

先ほど私の記憶を申し上げましたが、今回国家公務員及び公共企業体の統合をお願いをいたし、五十九年から六十年にかけて厚生年金、国民年金、船員保険の統合、それ以降の共済年金等の統合を行ひまして、七十年ですべての統合を完了する、こういう考え方に立ちまして作業を進めておるところでございます。

次に、租税負担と社会保障負担を合わせた国民の負担率について御質問でございます。

今回の「展望と指針」いわゆる「経済社会の展望と指針」におきましては、国民の負担率について、「将来の租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率は、ヨーロッパ諸国の水準よりかなり低い水準にとどめることが望ましい」として、その方向を示されておるわけですが、国民の負担率につきましては、これまでいろいろ議論がございましたが、現実の政策目標としてあらかじめ固定的に設定することについては、現在のような流動的情勢のもとにおいてはきわめて慎重を要するところがあると思ひます。このような視点から、今後の中長期的な経済展望の中におけるそのあり方について幅広くかつ慎重に検討してまいりたいと思つております。

ただ、臨調答申が指摘しておりますように、租税部分といふものはできるだけ安定的にして、そして社会保障部分の負担といふものは、その受益とそれから負担との関係のバランスを考えつつ流動性を持たせるといふ方向がやはり必要ではないかと考えております。

次に、国鉄の財政危機に伴う年金問題の御質問でございますが、この点につきましては、国鉄における年金の負担と給付のバランスの問題、あるいは国鉄という企業集団の経営問題等々から今日のような事態になり、その間におきまして、運輸省や大蔵省においてもこの改革案について何度か検討を重ね、また提案もしてきたところでございます。しかし、この段階に至りまして、ぎりぎりの段階になりましたので、今回このような統合法案を取りまとめたということも御理解していただきたいと思います。

人勅の問題につきましては、給与関係関係会議において、制度尊重という基本的立場に立つて国政全般との関連において慎重に検討しておりますが、年末も迫りまして、できるだけ早く決めさせていただくようにしたいと思つております。

今回の法改正によって保険料率が相当上げられることになるので、仲裁裁定の完全実施を行えと

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 (趣旨説明) 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

いう御質問でございますが、この点につきましては、国会に付議した状態でございまして、政府としては国会の御判断をまつべきものと考えておる次第でございます。

残りの答弁は関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

【国務大臣竹下登君登壇、拍手】

○国務大臣(竹下登君) ます、国鉄共済の財政危機に対する今日の国の責任等々であります。国鉄共済年金の財政悪化に對しましては、国鉄共済としても以前から保険料率の引き上げ等種々の対策を講じてきたところでございますが、何らかし申し上げましたが、何分にも一企業の保険集団であったために、年金財政の抜本的改善にこれがつながらなかったというところは、これは事実であります。そこで、国鉄として昭和五十三年に国鉄共済組合年金財政安定化のための研究会、これを設けられ、運輸省も国鉄共済年金懇談会、これを設けられ、それぞれ抜本的な検討を続けて今日こられた。

大蔵省としても、国鉄共済年金の財政悪化を背景にして共済年金全体の見直しの検討作業に取り組んで、さらに昭和五十五年に共済年金制度基本問題研究会を設けて、五十七年の七月に意見書をちょうだいした。それをもとに大蔵省としましては、これを踏まえて、そしてこの審議会の議を経て今回の統合法案を提出したと、こういう経過でございますので、その経過について御理解をいただくことによつて、努力した結果であるとお考えいただきたいと思ひます。

次の問題は、今回の法改正の理解とこれからの問題でございますが、公的年金制度の再編・統合を進めていく上での第一歩である、こういう意味においては関係者の御理解は得られたのではないかと、このように考えております。したがつて、昨年の七月十四日提出いたしました共済年金制度基本問題研究会の意見に沿ひまして策定したものがこの法律であつて、そして原案の作成に当たつては、昨年末以来の懇談会、たびたびいただきました審議会の意見、これらの答申をちょうだいした上でつくつたわけでございます。

国鉄共済年金対策につきましても、五十三年来、共済年金制度懇談会、年金基本問題研究会で十分な時間をかけて議論をしていただいて検討を進めてまいりました。今後においても、制度の改

正等組合員の利益に重大な影響を及ぼす事柄につきましては、関係者に十分な御議論を願ひ、そして理解をいただいた上でこれに對処するという姿勢をもつて臨むべきであるというふうに考えております。

次に、委員会や審議会の委員の構成問題でございまして、

財政調整事業運営委員会は、学識経験者の方二名、連合会及び公企体共済を代表する方各一名で構成することになっておりまして、いわゆる組合員を代表する者を委員とするという特段の措置は講じてございせん。国家公務員等共済組合審議会は、学識経験者、関係行政機関及び組合員を代表する者各五人で構成する。こういうことにはなるわけであります。したがつて、法律上は特定の団体の代表者を委員に任命するということにはなつていないわけであります。しかしながら、財政調整事業運営委員会や国家公務員等共済組合審議会の運営については、幅広く組合員の意向が反映されるように今後とも一層努力をしていかなければならぬというふうに考えておるところでございます。

保険料率の引き上げの問題でございまして、これについて大幅な増徴にならないようにという関係者の声も確かに御指摘のとおりでございます。これを段階的に行う等の経過措置をとるべきではないか、このような意見でございますが、五十九年十月の再計算等によつて決定しますので、今後のこれは問題である。そして、世代間負担の公平性の観点からは、必要な保険料を全額負担していただくのが一応原則であるということ。しかしながら、国鉄共済への拠出金を含めると全体の保険料率が大幅に上がると予想されますので、これに對しては適切な対応をしていかなければならないと私も考えておるところであります。(拍手)

【国務大臣丹羽兵助君登壇、拍手】

○国務大臣(丹羽兵助君) 私に對する御質問に對してお答え申し上げます。お尋ねの本年度の人事院勧告の取り扱いについては、総理も申されておりますように、勧告を尊重するという基本姿勢に立つて、現在給与関係関係会議で、たゞいまも官房長官が言われましたように、国政全般との関連において慎重に検討しておるのであります。私といたしましては、昨年

の経緯、良好な労使関係の維持等に配慮し、勧告の実施に向けて最大限の努力を尽くしてまいりる所存であります。

以上でございます。(拍手)

【国務大臣林義郎君登壇、拍手】

○国務大臣(林義郎君) 柄谷議員からの私に對する御質問は、共済は一部自主運用を認めているのに對し、厚生年金、国民年金については全額財投に回され、七・三〇の利率である。年金制度の今後の長期安定を図るためには自主運用がきつめて重要な課題であるが、どうかというお話だつたと思ひます。

現在、先ほど来申し上げておりますように、厚生年金保険及び国民年金につきましましては、年金制度の長期的安定を図るために次期通常国会に改正法案を提出すべく現在鋭意検討中でございます。が、来年の制度改正におきましては、給付水準の適正化を図る一方で、従来と同様に保険料の負担増をお願いせざるを得ないことになるのではないかと考えておるところでございます。この場合、年金財政に資するため年金積立金の有利運用その他所要の方策によつて負担増を緩和するということとは、そういう努力を重ねるということとは、国民の納得を得る上で重要なことだと思ひます。また、制度改正の中で十分検討してまいりたい、こういうふうに考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長大本正君。

審査報告書

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 右は全会一致をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年十月四日

七二

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の昭和五十五年決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和五十五年度末における資産及び負債の状況並びに当年度中の損益の状況は次のとおりである。

(昭和五十五年度末における資産及び負債の状況)
資産総額 二千二百二十四億二千百万円
負債総額 八百七十一億四千五百万円
資本総額 千二百五十二億七千六百万円
(昭和五十五年度中の損益の状況)
経常事業収入 二千七百十四億三千百万円
経常事業支出 二千五百九億九百万円
経常事業収支差金 二百五十五億三千百万円
特別収入 六億四千四百万円
特別支出 四億四千五百万円
当期事業収支差金 二百六億九千九百万円

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

国会に提出する。
昭和五十七年三月十七日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

56 枚 第 395 号

昭和56年12月8日

内閣総理大臣 鈴木 善幸殿

筆雄団 大村 会計検査院長

日本放送協会昭和55年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和55年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和55年度財産目録

財 産 目 録

昭和56年3月31日現在

科目	内		計	合 計
	摘	要		
(資産の部)				
流動資産				
現金預金	現金預金	52,488,678		12,784,294,845
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠損引当金	10,046,447,599 8,311,000,000		1,735,447,599
有価証券	金融債ほか			35,565,824,896
貯蔵品	フイルム、放送記念品			146,177,896

前払費用	その他の流動資産	未収金	長期借入金利息はか	3,344,606,987
		差入保証金	有価証券利息はか	3,172,448,417
		仮払金	建物賃借保証金はか 諸立普払金	
固定資産				150,208,016,212
有形固定資産				148,832,282,921
建物	建物	減価償却引当金	放送会館、放送所はか 同上減価償却引当金	53,604,056,767
				31,169,760,336
構築物	構築物	減価償却引当金	空中線設備はか 同上減価償却引当金	39,903,028,082
機械	機械	減価償却引当金	放送設備はか 同上減価償却引当金	
器具什器	器具什器	減価償却引当金	楽器、事務用什器はか 同上減価償却引当金	363,983,666
土地				19,822,906,866
建設仮勘定			放送会館・放送所敷地はか 未完成施設	3,968,487,316
無形固定資産				1,076,783,291

無形固定資産	受取権利利用権ほか	300,000,000	1,075,783,291
出 資	通信・放送衛星 機材に対する出 資	300,000,000	
特 定 資 産	放送債券償還資 金積立金	5,239,000,000	5,239,000,000
繰 延 勘 定	放送所敷地賃借 料未経過分ほか	275,130,357	275,130,357
長期前払費用	放送債券発行差 金未償却額	37,011,152	298,119,705
放送債券発行差 金			212,420,448,711
資 産 合 計 (負債の部)			37,151,452,802
流 動 負 債	放送債券利息ほ か	4,935,780,178	4,935,780,178
未 払 金	翌年度分受信料 の収納額	31,360,977,866	31,360,977,866
受信料前受金		854,694,758	
その他の流動負 債			
固 定 負 債	前 受 取 益 金	33,623,135	
放送債券	技術協力料 集金委託保証金 ほか	56,063,000	
長期借入金	源泉徴収所得税 ほか	765,008,623	
退職手当引当金			49,988,000,000
負債合計			26,580,000,000
			11,613,000,000
			11,850,000,000
			87,144,452,802

2 昭和55年度貸借対照表

貸 借 対 照 表

昭和56年3月31日現在

(科 目)	(金 額)	(金 額)
(資産の部)		
流 動 資 産		12,784,294,845
現金預金	10,046,447,599	10,046,447,599
受 借 料 未 収 金	8,311,000,000	8,311,000,000
未収受信料欠損引当金		1,735,447,599
有 価 証 券		35,565,324,896
貯 蔵 品		146,177,898
前 払 費 用		3,344,606,987
その他の流動資産		3,172,449,417
流 動 資 産 合 計		56,688,801,842
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建 物	81,548,127,781	81,548,127,781
建物減価償却引当金	27,944,071,014	27,944,071,014
構 築 物	61,159,668,755	61,159,668,755
構築物減価償却引当金	29,989,908,416	29,989,908,416
機 械	167,093,480,165	167,093,480,165
機械減価償却引当金	127,190,452,083	127,190,452,083
器 具 什 器	1,066,425,450	1,066,425,450
器具什器減価償却引当金	702,441,885	702,441,885
土 地		363,983,565
建設仮勘定		18,822,966,853
無形固定資産		3,968,437,315
無形固定資産		1,076,783,291

出 資	
出 資 資 産 合 計	300,000,000
固 定 資 産 合 計	150,208,016,212
特 定 資 産	5,239,000,000
放送債券償還積立資産	5,239,000,000
繰 延 勘 定	
長期前払費用	37,011,152
放送債券発行差金	238,119,705
繰 延 勘 定 合 計	275,130,857
資 産 合 計	212,420,448,711
(負債の部)	
流 動 負 債	
未 払 金	4,935,780,178
受 信 料 前 受 金	31,360,977,866
その他の流動負債	854,694,758
流 動 負 債 合 計	37,151,452,802
固 定 負 債	
放 送 債 券	26,530,000,000
長期借入金	11,613,000,000
退職手当引当金	11,850,000,000
固 定 負 債 合 計	49,993,000,000
負 債 合 計	87,144,452,802
(資本の部)	
資 本	75,000,000,000
積 立 金	29,576,634,095
当期事業収支差金	20,689,361,814
資 本 合 計	125,275,935,909
負 債 資 本 合 計	212,420,448,711

3 昭和55年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで

科 目		金	額
経 常 業 務	経 常 業 務 収 入	円	円
	受 信 料 入	263,839,132,368	271,431,581,558
経 常 業 務 支 出	交 付 金 取 入	1,191,510,000	
	雑 収 入	6,400,889,185	
事 業 支 出	給 与 費	86,576,404,437	250,901,015,263
	内 放 送 費	66,759,881,676	
	国 際 放 送 費	1,658,234,388	
	管 理 費	37,098,428,703	
	調 査 費	3,114,538,349	
	減 価 償 却 費	34,810,526,414	
	財 産 費	17,170,383,872	
	経 常 業 務 収 支 差 金	3,713,217,424	
	資 本 支 出 金	13,201,000,000	20,629,916,290
	当 期 利 余 金	7,228,916,290	
特 別 収 入	特 別 収 入	506,559,776	613,805,830
	固 定 資 産 受 贈 益	35,171,434	
	過 年度損益修正益	12,074,620	
	特 別 支 出	256,827,878	444,360,306
特 別 収 支	固 定 資 産 除 却 損	137,570,953	
	過 年度損益修正損	50,161,475	

当期事業収支差金	20,699,361,814
資本支出充当	13,201,000,000
事業収支剰余金	7,498,361,814

4 昭和55年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和55年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和55年度において、極めて厳しい財政状況を打開するため、昭和55年度を初年度とする3か年の経営計画に基づき、公共放送としての社会的使命達成のために、やむを得ず、受信料月額額の改定を行うとともに、昭和55年度事業計画に基づき、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施し、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

なお、昭和55年度収支予算等の国会承認が4月25日となり、その間暫定予算の実施を行ったため、受信料月額額の改定は5月分から実施したが、一層の経営努力等により、翌年度以降の財政安定財源について、所期の目標額をほぼ確保することができた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額2,124億2,044万9千円に対し、負債総額871億4,445万3千円であり、資本総額は1,252億7,599万6千円で、このうち当期事業収支差金は206億9,936万2千円である。

次に当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入2,714億3,153万1千円に対し、経常事業支出は2,509億161万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は205億2,991万6千円である。

これに特別収入6億1,380万6千円を加え、特別支出4億4,436万円を差し引いた当期事業収支差金は206億9,936万2千円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は132億100万円、事業収支剰余金は74億9,836万2千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内その増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
現金	9,798,812	12,734,295	2,935,483
受 信 料 未 収 金	1,633,905	1,735,448	101,543
有 価 証 券	23,177,452	35,565,325	12,387,873
貯 蓄 品	231,123	146,178	84,945
前 払 費 用	3,397,909	3,344,607	53,302
その他の流動資産	2,640,188	3,172,449	532,311
流動資産合計	(21,7) 40,879,389	(26,7) 56,698,302	15,818,963
有形固定資産	142,756,139	148,832,238	6,076,094
建物	53,345,648	53,604,057	258,409
構築物	30,870,602	31,169,760	299,158
機械	39,061,605	39,903,028	841,423
器具什器	343,767	383,984	20,217
土地	18,584,376	19,822,967	1,238,591
建設仮勘定	550,141	3,968,437	3,418,296
無形固定資産	1,068,728	1,075,783	7,060
出 産	140,000	300,000	160,000
固定資産合計	(76,4) 143,964,862	(70,7) 150,208,016	6,243,154
特定負債償還積立資産	(1,3) 3,356,000	(2,5) 5,239,000	1,883,000
長期前払費用	34,359	37,011	2,652
放送債券発行差金	156,067	238,120	82,053

繰延勘定合計		(0.1)	(0.1)	84,705
資産合計	計	188,390,627	212,420,449	24,029,822
未払金	4,053,414	4,985,780	882,366	
受取金	24,698,154	31,360,978	6,667,824	
その他の流動負債	778,425	854,895	78,270	
流動負債合計	(15.7)	(17.5)	7,628,460	
放送債	21,300,000	26,530,000	5,230,000	
長期借入金	22,591,000	11,613,000	10,978,000	△
退職手当引当金	10,400,000	11,850,000	1,450,000	
固定負債合計	(28.8)	(23.5)	4,298,000	△
負債合計	(44.5)	(41.0)	3,830,460	
資本	75,000,000	75,000,000	0	
積立金	40,880,612	29,576,634	11,303,978	△
当期事業収支差金	△	20,699,362	32,003,340	
資本合計	(55.5)	(59.0)	20,699,362	
負債資本合計	(100.0)	(100.0)	24,029,822	

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,883億9,062万7千円に比べ240億2,982万2千円増加し、2,124億2,044万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動資産	40,879,339	21.7	56,698,302	26.7	15,818,963
固定資産	143,964,862	76.4	150,208,016	70.7	6,243,154
特定繰延資産	3,356,000	1.8	5,239,000	2.5	1,883,000
繰延勘定資産	190,426	0.1	275,131	0.1	84,705
合 計	188,390,627	100.0	212,420,449	100.0	24,029,822

㌞ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の408億7,983万9千円に比べ158億1,896万3千円増加し、566億9,830万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
現金	9,798,812	12,734,295	2,935,483
受取金	1,633,905	1,735,448	101,543
有価証券	23,177,452	35,565,325	12,387,873
貯蔵品	231,123	146,178	84,945
前払費用	3,397,909	3,344,607	53,302
その他の流動資産	2,640,138	3,172,449	532,311
合 計	40,879,339	56,698,302	15,818,963

注1 現金預金 (単位 千円)			
区 分	金 額	摘 要	
現 金	52,489		

預	金	12,681,806	銀行預金、郵便振替ほか
合	計	12,734,295	

注2 受信料未収金 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
受信料未収金		10,046,448			当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金		△ 8,811,000			翌年度における収納不能見越額
合	計	1,735,448			

注3 有価証券 (単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
金	融	23,792,000	23,389,531	23,389,531		興業債券ほか
政	府	170,000	168,510	168,510		鉄道債券ほか
電	信	640,950	639,664	639,664		
国	債	10,133,000	9,824,495	9,824,495		
事	業	550,000	543,125	543,125		電力債券
貸	付	1,000,000	1,000,000	1,000,000		
合	計	36,285,950	35,565,325	35,565,325		

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
フ	ィ	117,443			ニエース・番組制作用16ミリフイルム
放	送	28,785			放送出演記念用タオルほか
合	計	146,178			

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
長期借入金利息		128,856			長期借入金の翌年度分利息
翌年度番組租費		1,801,860			テレビ番組「おんな大鬧記」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費		1,013,600			受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用		400,291			営業所等賃借料ほか
合	計	3,344,607			

注6 その他の流動資産 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
未	収	2,149,533			有価証券利息ほか
差	入	897,002			建物賃借保証金ほか
仮	払	125,914			諸立替払金
合	計	3,172,449			

(イ) 固定資産 (単位 千円)

区	分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却額累計	差引当年度末高
有形固定資産		816,399,783	24,081,524	5,772,201	834,659,106	185,826,873	148,832,233
建物		80,071,836	1,866,032	389,740	81,548,128	27,944,071	53,604,057
構築物		57,566,111	4,270,052	676,495	61,159,668	29,989,908	31,169,760
機械		1158,572,058	12,760,942	4,239,520	117,093,480	127,190,452	39,908,028
器具什器		1,055,261	74,595	63,430	1,066,426	702,442	363,984
土地		18,584,376	1,270,262	31,671	19,822,967	—	19,822,967

建設仮勘定	550,141	3,789,641	371,345	3,968,437	—	3,968,437
無形固定資産	1,896,261	131,764	16,203	2,011,822	936,089	1,075,733
(有形・無形固定資産) (累計)	318,296,044	24,163,288	5,788,404	336,670,928	186,762,912	149,908,016
出 資	140,000	160,000	0	300,000	—	300,000
合 計	318,436,044	24,323,288	5,788,404	336,670,928	186,762,912	150,208,016

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、23,740,266千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン(総合放送150局、教育放送145局の開設、共同受信施設550施設の設置、放送衛星設備の整備等) 7,987,947千円

ラジオ(中波放送所4局の増力整備、中波第1放送1局、FM放送5局の開設等) 3,472,349千円

放送会館の整備(青森放送会館の移転整備等) 971,657千円

放送設備の整備(ローカル放送用機器の整備、テレビジョン多重放送設備の整備等) 8,965,973千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等) 2,342,940千円

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事、放送衛星設備の整備等未完成のものである。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,075,733千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権1,045,664千円、地上権80,119千円である。

注4 出資は、通信・放送衛星機構に対するものである。

(ウ) 特定資産
放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度		
		増	減	年度末
放送債券償還積立資産	3,356,000	2,653,000	770,000	5,239,000

(イ) 繰延勘定
翌年度以降にわたる費用となるもので、前年度末の1億9,042万6千円に比べ8,470万5千円増加し、2億7,513万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
長期前払費用	34,359	37,011	2,652
放送債券発行差金	156,067	238,120	82,053
合 計	190,426	275,131	84,705

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の838億1,399万3千円に比べ38億3,046万円増加し、871億4,445万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動負債	29,522,993	35.2	37,151,453	42.6	7,628,460
固定負債	54,291,000	64.8	49,893,000	57.4	4,398,000
合 計	83,813,993	100.0	87,144,453	100.0	3,330,460

(ウ) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の295億2,299万3千円に比べ76億2,846万円増加し、371億5,145万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
未払金	4,053,414	4,895,780	882,366
受借料前受金	24,693,154	31,360,978	6,667,824
その他の流動負債	776,425	864,685	78,270
合 計	29,522,993	37,151,453	7,628,460

注1 未払金 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
放送債券利息		410,076		放送債券の当年度分利息	
回線専用料ほか諸経費		3,673,381		3月分回線専用料、電力料ほか	
その他		852,374		大道具製作代金ほか	
合	計	4,935,780			

注2 受信料前受金 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
受信料前受金		31,360,978		翌年度分受信料の収納額	

注3 その他の流動負債 (単位 千円)

区	分	金	額	摘	要
前受り	益金	33,623		技術協力料	
預り	金	50,063		集金委託保証金ほか	
仮受	金	765,009		源泉徴収所得税ほか	
合	計	854,695			

(イ) 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の542億9,100万円に比べ42億9,800万円減少し、499億9,800万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和54年度末	昭和55年度末	増	減
放送債券	入金	21,300,000	26,530,000		5,230,000
長期借入金		22,591,000	11,613,000	△	10,978,000
退職手当引当金		10,400,000	11,850,000		1,450,000
合	計	54,291,000	49,983,000	△	4,308,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区	分	昭和54年度末	昭和55年度末	増	減	年度末
放送債券		21,300,000	6,000,000		770,000	26,530,000
長期借入金		22,591,000	370,000		11,348,000	11,613,000
合	計	43,891,000	6,370,000		12,118,000	38,143,000

上記長期借入金の昭和55年度末残高11,613,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行6,736,000千円、富士銀行1,278,000千円、住友銀行1,278,000千円、三菱銀行813,000千円、三井銀行813,000千円、三和銀行464,000千円、日本長期信用銀行231,000千円である。

イ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,045億7,663万4千円に比べ206億9,986万2千円増加し、1,252億7,599万6千円となり、その内容は次のとおりである。

(イ) 資本 750億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産

固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 1億6,337万5千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 30億8,857万7千円
717億4,804万8千円

(ロ) 積立金 295億7,663万4千円
過年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の295億7,663万4千円は、前年度末の408億8,061万2千円から前年度の当期事業収支差金△113億397万8千円を差し引いた結果である。

(イ) 当期事業収支差金 206億9,986万2千円
(ロ) 損益計算書 (比較損益計算書)

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
経常事業収入		(100,0)	(100,0)		52,324,395
受取利息		219,107,136	271,431,331		50,434,078
受取手数料		213,405,054	263,839,132		157,997
雑収入		1,033,513	1,191,510		1,732,320
雑収入		4,688,569	6,400,389		

常 事 業 支 出	経 常 事 業 支 出	給 付 金 額	給 付 金 額	給 付 金 額			
経 常 事 業 支 出	(104.8)	229,664,459	(92.4)	250,901,615	21,237,156		
給 付 金 額	81,041,139	86,576,405	5,535,266				
国 内 放 送 費	61,067,488	66,759,882	5,692,395				
国 際 放 送 費	1,585,324	1,658,234	122,910				
管 理 費	32,190,562	37,098,429	4,907,867				
調 査 費	2,923,602	3,114,538	190,939				
管 理 費	81,691,571	34,810,526	3,118,955				
減 価 償 却 費	16,566,415	17,170,384	603,969				
財 産 費	2,048,858	3,713,217	1,064,856				
経 常 事 業 収 支 差 金	(△4.8)	10,557,323	(7.6)	20,529,916	31,087,239		
支 出	資 本 支 出 充 当 金	△	0	13,201,000	13,201,000		
支 出	資 本 支 出 充 当 金	△	10,557,323	7,323,916	17,886,239		
特 別 収 入	(0.2)	439,074	(0.2)	613,806	174,732		
特 別 収 入	固 定 資 産 売 却 益	395,283	566,560	171,277			
特 別 収 入	固 定 資 産 受 贈 益	27,182	35,171	7,989			
特 別 収 入	固 定 資 産 損 益 修 正 益	13,609	12,075	4,534			
支 出	特 別 支 出	(0.6)	1,155,729	(0.2)	444,360	△	741,369
支 出	固 定 資 産 売 却 損	345,358	256,628	△	88,730		
支 出	固 定 資 産 除 却 損	151,615	137,571	△	14,044		
支 出	過 年 度 損 益 修 正 損	688,756	50,161	△	638,595		
当 期 事 業 収 支 差 金	(△5.2)	11,303,978	(7.6)	20,699,362	32,003,340		
資 本 支 出 充 当 金	0	13,201,000	13,201,000				
事 業 収 支 差 金	△	11,303,978	7,488,362	13,802,340			

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号 日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

八
一

ア 経常事業収支
経常事業収入 2,714 億 3,153 万 1 千円に対し、経常事業支出は 2,509 億 161 万 5 千円であり、差し引き経常事業収支差金は 205 億 2,991 万 6 千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入2,191億713万6千円、経常事業支出2,290億6,445万9千円に比較すれば、経常事業収入は523億2,493万5千円、経常事業支出は212億9,715万6千円の増加である。

(7) 经常事业收入

経常事業収入の増加は、主として受信料月額額の改定及びカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和54年度	昭和55年度	増 減
受 付 金 収 入	213,405,054 1,083,513	263,839,182 1,191,510	50,434,076 157,997
雑 収	4,668,569	6,400,889	1,732,320
合 計	219,107,186	271,431,581	52,324,395

卷一

(單位：千円)

区 分	昭和54年度	昭和55年度	増 減
普通受信料	11,805,639	13,462,560	1,596,921
カラオケ受信料	201,539,415	250,376,572	48,837,157
合 計	213,405,054	263,839,132	50,434,078

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(單位 千件)

区 分	昭和54年度	昭和55年度
普通契約	2,676 169 △ 2,507	2,508 138 △ 2,375

カ	年	初	増	減
ラ	度	頭		
ー	年	加		
契	度	末		
約			25,040	25,736
			694	442
			25,734	26,178
契	年	初		
約	度	頭		
総		加	27,716	28,244
数	年	末	525	309
			28,241	28,553

(注) 受信料免除措置の一部廃止による増 普通契約1千件、カラー契約2千件は、昭和55年度初頭数に含め表示した。

注2 交付金収入

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
国際放送関係交付金		833,594	943,478		109,884
選挙放送関係交付金		199,919	248,032		48,113
合 計		1,033,513	1,191,510		157,997

注3 雑収入

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
受 入 利 息		2,245,936	3,215,763		969,827
雑 入 金		2,422,633	3,185,126		762,493
合 計		4,668,569	6,400,889		1,732,320

上記雑入金の昭和55年度3,185,126千円の内訳は、基地周辺受信障害対策金の受入れ1,261,684千円、番組提供料収入・技術協力収入等副次的収入1,483,766千円、その他の雑入金439,676千円である。

(4) 経常事業支出
昭和55年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
給 与		81,041,139	86,576,405		5,535,266
国 内 放 送		61,067,488	66,759,882		5,692,394
国 際 放 送		1,535,324	1,658,234		122,910
国 営 業 務		32,190,562	37,088,429		4,907,867
調 査 研 究		2,923,602	3,114,538		190,936
管 理 費		31,691,571	34,810,526		3,118,955
減 価 償 却 費		16,566,415	17,170,384		603,969
財 産 費		2,648,358	3,713,217	△	1,064,859
合 計		229,664,459	250,901,615		21,237,156

注1 給 与

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
給 料 手 当		80,483,740	86,079,285		5,595,545
労 務 費		557,399	497,120	△	60,279
合 計		81,041,139	86,576,405		5,535,266

注2 国内放送費

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増	減
番 組 組 成 費		40,804,766	44,227,957		3,423,191
技 術 運 用 費		13,366,356	15,630,650		2,264,294
通 信 施 設 費		6,396,366	6,601,275		204,909
合 計		61,067,488	66,759,882		5,692,394

注3 国際放送費

		(単位 千円)	
区 分		昭和54年度	昭和55年度
番組運用施設費		780,787	860,561
技術施設費		9,928	10,463
通信施設費		744,609	787,210
合 計		1,535,324	1,658,234
増 減			122,910

注4 営業費

		(単位 千円)	
区 分		昭和54年度	昭和55年度
広報・受信改善費		2,111,500	1,899,790
契約収納費		23,357,062	26,887,639
未収受送料欠損償却費		6,722,000	8,311,000
合 計		32,190,562	37,098,429
増 減	△	211,710	3,530,577

注5 調査研究費

		(単位 千円)	
区 分		昭和54年度	昭和55年度
番組調査研究費		714,419	831,353
技術研究費		2,209,183	2,283,185
合 計		2,923,602	3,114,538
増 減			190,936

注6 管理費

		(単位 千円)	
区 分		昭和54年度	昭和55年度
一般管理費		2,072,330	2,232,586
施設管理費		3,102,286	3,346,092
厚生保健費		13,616,004	15,005,838
退職手当その他		12,900,951	14,225,900
合 計		31,691,571	34,810,526
増 減			3,118,955

注7 減価償却費

		(単位 千円)			
区 分		取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産		334,659,106	17,085,418	185,826,873	148,832,233
建物		81,548,128	1,531,328	27,944,071	53,604,057
構築物		61,158,668	3,801,979	29,989,908	31,168,760
機械器具		167,093,480	11,676,908	127,190,452	39,903,028
土地		1,066,426	46,203	702,442	363,984
建設仮勘定		3,968,437	—	—	3,968,437
無形固定資産		2,011,822	114,966	936,089	1,075,733
合 計		336,670,928	17,170,384	186,762,912	149,908,016

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物、構築物は定額法、機械、器具什器は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

注8 財務諸費

		(単位 千円)	
区 分		昭和54年度	昭和55年度
支払利息		2,528,780	3,567,334
放送債発行差金償却等		119,578	145,883
合 計		2,648,358	3,713,217
増 減			1,064,859

特別収支
特定資産売却益等の特別収入は6億1,380万6千円であり、特定資産売却損等の特別支出は4億4,436万円であり、その内容は次表のとおりである。

		(単位 千円)	
区 分		金 額	摘 要
固定資産売却益		566,560	
固定資産受贈益		35,171	
過年度損益修正益		12,076	固定資産の造成による評価益
合 計		613,806	

(イ) 特別支出				(単位 千円)	
区	分	金額	摘要		
固定資産売却損	損	256,628			
固定資産除却損	損	137,571			
過年度損益修正損	損	50,161	昭和54年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損		
合	計	444,360			

ヤ 当期事業収支差金
經常事業収支差金 205 億 2,991 万 6 千円に、特別収入 6 億 1,380 万 6 千円を加え、特別支出 4 億 4,438 万円を差し引いた当期事業収支差金は 206 億 9,936 万 2 千円であり、これは資本支出充当 132 億 100 万円及び事業収支剰余金 74 億 9,836 万 2 千円である。
3 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表		収 入 支 出 決 算 表				昭和 55 年度		
(事業収支)								
款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3) - (4)
		予				合 (1)+(2) (3)		
		当 初 額 (1)	予算総則に基づく増減額(2)		増 減 額 計			
			第 6 条 予 備 費	第 11 条 交 付 金				
事業収入	料 入 入 入	278,917,267,000 ^円	0	179,384,000 ^円	179,384,000 ^円	279,096,651,000 ^円	272,045,337,383 ^円	7,051,313,617 ^円
	信 金 収 入	273,167,460,000	0	0	0	273,167,460,000	283,839,132,368	9,323,227,632
	交 付 金 収 入	1,020,968,000	0	179,384,000	179,384,000	1,200,352,000	1,191,510,000	8,842,000
	雑 収 入	4,454,963,000	0	0	0	4,454,963,000	6,400,889,185	1,945,926,185
	特 別 収 入	273,876,000	0	0	0	273,876,000	613,805,830	△ 339,929,830
	給 内 放 送 送 入	254,259,537,000	0	179,384,000	179,384,000	254,438,921,000	251,345,975,566	3,092,945,431
	国 営 調 査 研 究 費 出 費	86,553,777,000	0	68,449,000	68,449,000	86,622,226,000	86,576,404,487	45,821,508
	国 営 調 査 研 究 費 出 費	66,676,892,000	100,000,000	90,070,000	190,070,000	66,866,962,000	66,759,881,676	107,080,324
	管 理 費 出 費	1,678,668,000	0	0	0	1,678,668,000	1,653,234,388	20,433,612
	減 価 償 却 費 出 費	37,166,602,000	0	0	0	37,166,602,000	37,098,428,703	68,173,297
事業収支差金	特 別 支 出 費	3,160,461,000	0	0	0	3,160,461,000	3,114,538,349	45,922,651
	管 理 費 出 費	34,940,462,000	0	20,865,000	20,865,000	34,961,327,000	34,810,526,414	150,800,586
	減 価 償 却 費 出 費	17,300,000,000	0	0	0	17,300,000,000	17,170,388,872	129,616,128
	特 別 支 出 費	3,719,325,000	0	0	0	3,719,325,000	3,713,217,424	6,107,576
	予 備 費	563,350,000	0	0	0	563,350,000	444,360,306	118,989,694
	事業収支差金	2,500,000,000	△ 100,000,000	0	△ 100,000,000	2,400,000,000	0	2,400,000,000
		24,657,730,000	0	0	24,657,730,000	20,699,361,814	3,958,368,186	

(資本収支)

款	項	算				決	算	繰	予
		当	算		合				
			初	増減額					
		(1)	(2)	(1)+(2)	(3)	(4)	(5)	(3)-(4)-(5)	
資本収入	事業収支差金受入れ	41,987,000,000	800,000,000	42,787,000,000	38,707,786,354	0	4,089,213,646		
	減価償却引当金	17,067,000,000	0	17,067,000,000	13,201,000,000	0	3,866,000,000		
	前期繰越金受入れ	17,300,000,000	0	17,300,000,000	17,170,383,872	0	129,616,128		
	資産受入れ	0	800,000,000	800,000,000	800,000,000	0	0		
	放送債券償還積立資産もどし入れ	490,000,000	0	490,000,000	396,402,482	0	83,597,518		
	放送債券	770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0		
	長期借入金	6,000,000,000	0	6,000,000,000	6,000,000,000	0	0		
	建設費	370,000,000	0	370,000,000	370,000,000	0	0		
	放出	41,987,000,000	800,000,000	42,787,000,000	38,671,265,789	0	4,125,734,211		
	放送債券償還積立資産繰入れ	24,000,000,000	0	24,000,000,000	23,740,265,789	0	259,734,211		
	放送債券償還金	160,000,000	0	160,000,000	160,000,000	0	0		
	長期借入金返還金	2,653,000,000	0	2,653,000,000	2,653,000,000	0	0		
	770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0			
	14,414,000,000	800,000,000	15,214,000,000	11,348,000,000	0	3,866,000,000			

前期繰越金 809,494,876円

当年度使用額 △ 800,000,000円(長期借入金の返還に充当)

当年度発生額 7,534,883,379円(事業収支差金 20,699,361,814 円から事業収支差金受入れ 13,201,000,000 円を差し引いた額と資本収支の差額 36,520,565 円との合計額)

後期繰越金 7,544,377,255円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金 7,498,361,814 円)

【大木正吾君登壇、拍手】

○大木正吾君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十五年決算に係るものでありまして、放送法の定めるところに

より、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十五年度末における財産状況は、資産総額二千二百二十四億二千百万円、負債総額八百七十一億四千五百百万円、資本総額千二百五十二億七千六百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千七

百十四億三千百万円に対し、経常事業支出二千五百九億百万円であり、差し引き経常事業収支差金は二百五億三千百万円となっております。これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は二百六億九千九百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は百三十二億百万円であり、この結果、事業収支剰余金は七十四億九千八百百万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしたしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適切かつ効率的に執行されたかどうかを初め、経営公開施策の強化、衛星放送、文字多重放送などニューメ

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案

八六

デア対策、国際放送の拡充、オリンピック放送権料、NHKの公正中立の維持等の諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもってこれを是認すべきものと議決いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長伊江朝雄君。

審査報告書
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

昭和五十八年十月六日

大蔵委員長 伊江 朝雄
参議院議長 木村 睦男殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額

が増額されることとなるに伴い、その出資の額の増額に充てるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律案に伴う、国際通貨基金への増資限度額は、約四千四百五十億円(特別引出権及び出資国債等)である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和五十八年十月四日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 木村 睦男殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を

限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

〔伊江朝雄君登壇 拍手〕

○伊江朝雄君 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、その出資の額の増額に充てるための所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、開発途上国の累積債務問題と国際金融機関の対応、円高基調定着の見通しと施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤孝孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
本件に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 日程第三 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長矢

原秀男君。

審査報告書
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
昭和五十八年十月六日

運輸委員長 矢原 秀男
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、新幹線鉄道の整備に資するため、当分の間の措置として、現に工事実施計画の認可を受けている新幹線鉄道並びに東海道新幹線鉄道及び山陽新幹線鉄道の停車場の新設に、地方公共団体がこれに必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるようになし、とするもので、妥当な措置と認める。
一、費用
本法律案のため、別に費用を要しない。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十八年十月六日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 木村 睦男殿

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。
3 前項に規定する区間において全国新幹線鉄道

整備法第九條第一項後段の規定による工事実施計画の変更の認可を受けて行われる停車場の新設については、当分の間、前項の規定にかかわらず、改正後の同法第十三条の規定を適用する。

4 改正後の全国新幹線鉄道整備法第十三条の規定は、当分の間、附則第二項に規定する区間において全国新幹線鉄道整備法第九條第一項の工事実施計画に係る新幹線鉄道の建設の工事が完了した後に停車場を新設する場合並びに東京都と大阪府とを連絡する新幹線鉄道の区間及び大阪府と福岡市とを連絡する新幹線鉄道の区間において停車場を新設する場合について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律附則第三項の規定は、この法律の施行の日以後に受けた全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九條第一項後段に規定する工事実施計画の変更の認可に係る停車場の新設について準用する。

〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君 ただいま議題となりました全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものであります。その内容は、既設または工事中の新幹線鉄道における停車場の新設に関し、当分の間、地方公共団体が日本国有鉄道または日本鉄道建設公団にその必要な資金について補助金等の交付その他財政上の措置等を講ずることができるとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

社会党瀬谷理事、日本共産党小笠原委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(木村睦男君) 過半数と認められます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

議員
中野 鉄造君 服部 信吾君
大川 貞子君 坂山 映子君
馬場 富君 桑名 義治君
伊藤 郁男君 矢原 秀男君
山田 昭雄君 藤原 房雄君
中野 明君 中村 鋭一君
大城 眞順君 飯田 忠雄君
田代富士男君 黒柳 洋君
和田 教美君 柄谷 道一君
栗林 卓司君 福岡日出磨君
宮田 輝君 三木 忠雄君
中西 珠子君 田淵 哲也君
鳩山威一郎君 夏目 忠雄君
二宮 文造君 多田 省吾君
白木義一郎君 高木健太郎君
伏見 康治君 三治 重信君

安井 謙君 田中 正巳君 古賀雷四郎君 岡田 広君
美濃部亮吉君 木本平八郎君 安孫子藤吉君 林 道君
中山 千夏君 前島英三郎君 平井 卓志君 藤田 正明君
青木 茂君 喜屋武眞榮君 山内 一郎君 長田 裕二君
秦 豊君 山田耕三郎君 初村淳一郎君 世耕 政隆君
青島 幸男君 石井 一二君 増田 盛君 岩本 政光君
浦田 勝君 大浜 方榮君 森田 重郎君 野末 陳平君
岡野 裕君 海江田鶴造君 水谷 力君 松岡満寿男君
田沢 智治君 宮澤 弘君 出口 廣光君 竹山 裕君
藤井 孝男君 小島 静馬君 藤野 賢二君 林 健太郎君
松浦 功君 成相 善十君 大原太一郎君 岡部 三郎君
大木 浩君 沢田 一精君 井上 孝君 板垣 正君
後藤 正夫君 堀内 俊夫君 谷川 寛三君 大坪健一郎君
竹内 潔君 山本 昭子君 藤山 篤君 井上 裕君
井上 吉夫君 坂野 重信君 藤井 裕久君 林 寛子君
戸塚 進也君 亀井 久興君 増岡 康治君 降矢 敬義君
斎藤栄三郎君 中村 太郎君 最上 進君 真鍋 賢二君
上條 勝久君 源田 実君 坂元 親男君 浜本 万三君
遠藤 要君 岩動 道行君 岩崎 均君 中西 一郎君
植木 光教君 鶴崎 均君 速藤 政夫君 志村 愛子君
西村 尚治君 名尾 良孝君 安田 隆明君 小林 国司君
中山 太郎君 前田 勲男君 山崎 龍男君 野田 哲君
田代由紀男君 吉川 芳男君 矢野俊比古君 堀木 又三君
吉村 真事君 宮島 晃君 工藤万砂美君 久保田眞留君
柳川 覺治君 佐藤栄佐久君 上野 雄文君 本岡 昭次君
村上 正邦君 杉元 恒雄君 佐藤 昭夫君 近藤 忠孝君
倉田 寛之君 仲川 幸男君 関口 恵造君 山田 謙君
志村 哲良君 内藤 健君 関口 恵造君 松前 達郎君
江島 淳君 福田 宏一君 高木 正明君 佐藤 三吾君
堀原 清君 下条進一郎君 堀原 清君 内藤 功君
伊江 朝雄君 北 修二君 高平 公友君 神谷信之助君
斎藤 十朗君 大島 友治君 友谷 金保君 村沢 牧君
山中 郁子君 志苦 裕君 安武 洋子君 丸谷 金保君

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号 議長の報告事項

議長の報告事項

去る九月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。
北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問主意書(小笠原貞子君外一名提出)

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中。
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。
昭和五十八年九月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

議長の報告事項

去る九月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。
北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問主意書(小笠原貞子君外一名提出)

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中。
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。
昭和五十八年九月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

議長の報告事項

去る九月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。
北海道等の小麦の穂発芽等被害に対する救済対策に関する質問主意書(小笠原貞子君外一名提出)

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

辞任

補欠

集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中。
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。
昭和五十八年九月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議長 木村 睦

決算委員

兼任

補欠

佐藤 三吾君

久保田真由君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

社会労働委員会

理事 佐々木 満君 (田中正巳君の補欠)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査
一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

一、方法 関係方面から意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十七日

大蔵委員長 伊江 朝雄

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度等に関する調査
一、目的 社会保険、社会福祉及び公衆衛生等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十七日

社会労働委員長 石本 茂

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働問題に関する調査

一、目的 雇用失業対策、労働基準、労使関係及び国際労働等現下の労働問題全般について

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号 議長長の報告事項

調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十七日

社会労働委員長 石本 茂

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員青木茂君外一名提出公給領収証の発行の確保等に関する質問に対する答弁書
去る九月二十九日議長は、次の調査承認要求を承認した。一、事件の名称 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、目的 行政機構、国家公務員制度及び恩給制度等を調査検討し、もつて公務の民主的かつ、能率的運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十九日

内閣委員長 高平 公友

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国防衛に関する調査
一、目的 わが国防衛体制上の諸問題を調査検討し、防衛庁及び自衛隊の運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十九日

内閣委員長 高平 公友

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 農林水産政策に関する調査
一、目的 農林水産業の振興及び農林漁家経済の安定に関する諸問題について調査研究を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係各方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年九月二十九日

農林水産委員長 谷川 寛三

参議院議長 木村 陸男殿

調査承認要求書

去る九月三十日議員から次の質問主意書が提出された。
輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問主意書(下田京子君外一名提出)

同日内閣から、参議院議員小笠原貞子君外一名提出北海道等の小麦の穂発芽被害に対する救済対策に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十月八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る一日次の質問主意書を内閣に転送した。
輸入自由化攻勢下の肉用牛生産振興に関する質問主意書(下田京子君外一名提出)

同日内閣総理大臣から議長宛 左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日

官職名 官職名

文化庁次長 浦山 太郎君 (退職) 昭六・九・三

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百回国会政府委員に任命することを承認した。

文化庁次長 加戸 守行君

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特に必要と認められる事項を調査するとともに、全般的検討を行い、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月三日

決算委員長 安恒 良一

参議院議長 木村 陸男殿

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月四日

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営状況を調査し、その適正なる運営に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月四日

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書審査報告書

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

書を受領した。

記

(十月二十八日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(十一月二十九日任期満了の野口一郎の後任)

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査委員会委員に任命したので、公害健康被害補償法第十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(十月二十八日任期満了による再任)

同日内閣から、左記の者を日本銀行行政政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(九月三日任期満了の小倉武一の後任)

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(九月七日任期満了による再任)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

記

(十一月十九日任期満了による再任)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(十月二十八日任期満了による再任)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(九月十日任期満了による再任)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

(十月二十八日任期満了の長谷川操の後任)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

エネルギー対策特別委員

熊谷太三郎君 補欠 岩動 道行君

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

吉川 芳男君 補欠 安井 謙君

法務委員

國田 清充君 補欠 岡野 裕君

外務委員

石井 一二君 補欠 小林 國司君

大蔵委員

鈴木 一弘君 補欠 三木 忠雄君

運輸委員

小林 國司君 補欠 石井 一二君

通信委員

岡野 裕君 補欠 岡田 清充君

建設委員

志村 哲良君 補欠 徳永 正利君

災害対策特別委員

下田 京子君 補欠 内藤 功君

エネルギー対策特別委員

岩動 道行君 補欠 熊谷太三郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第九十八回国会衆第一五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第九十八回国会閣法第五三三号、衆議院継続審査)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 検査及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、検査及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずる。

二、方法 政府、関係方面から説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月六日

法務委員長 大川 清幸

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 国際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握に努める。

二、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月七日 参議院会議録第七号

議長報告事項 質問主意書及び答弁書

昭和五十八年十月六日

参議院議長 木村 睦男殿 後藤 正夫

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査

一、目的 陸運、海運、航空、観光及び気象業務等の実情を調査し、これらの運営並びに組織等の改善強化に資する。

二、方法 政府及び関係各方面から実情を聴取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月六日

運輸委員長 矢原 秀男

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的 国土計画、都市計画、道路、河川、住宅等建設に関する諸問題について調査研究し、適切な諸施策の樹立に資する。

二、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、実地視察、資料の収集等を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十八年十月六日

建設委員長 青木 新次

参議院議長 木村 睦男殿

調査承認要求書

同日委員長から次の報告書が提出された。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

一部を改正する法律案(第九十八回国会衆第一五号) 審査報告書

公給領収証の発行の確保等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年九月二十日

青木 茂 木本平八郎

参議院議長 木村 睦男殿

一 最近、地方税収入に占める料理飲食等消費税の割合が低下しているが、政府は、その要因をどのように考えているか。

二 企業の交際費処理に対して、国税庁は、「領収事実」さえ確認されれば、必ずしも公給領収証の添付を要求しなくなつたといわれるが、この運用方針の変更は事実か。

三 政府は、企業の交際費に対する課税事務と料理飲食等消費税を含む地方税の徴収事務との連携を密にし、企業交際費については、公給領収証の添付を義務づける等、その確認を厳重に行うべきであると考えているが、見解を伺いたい。

四 地方税収入における料理飲食等消費税の割合が低下している要因として、前記二に示した運用方針の変更による影響のほか、銀行振込による料金支払の普及により、後日の公給領収証の交付が十分確保されないことが考えられるが、政府の見解を伺いたい。

五 風俗営業ならびに料理飲食店における公給領収証の発行を容易かつ簡便にするため、店の金銭登録機を改造する方法があるが、これに対する特別の助成措置を行う意向があるかどうか伺いたい。

六 公給領収証を特段必要としない一般消費者に對しても、公給領収証の発行が確保、促進されるようにするため、その利用方法の一つとして、公給領収証を町内会、子供会単位で集めさせ、それに応じて、市町村を窓口、ボランティア用に植物の種苗と交換して欲しい旨の要望・アイデアが市民の間から寄せられているが、これに対する政府の見解を伺いたい。

政府は、与党と一体となつて、「緑と花でむすぶ村と町運動」をはじめとする緑化推進運動を展開中だが、前記提案のような種苗の交付は、この運動の進展に沿うものと考えているが、重ねて見解を伺いたい。

昭和五十八年九月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員青木茂君外一名提出公給領収証の発行の確保等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青木茂君外一名提出公給領収証の発行の確保等に関する質問に對する答弁書

書

一 地方税収入に占める料理飲食等消費税の割合が相対的に低下しているのは、近年民間最終消費支出が伸び悩んでいること、同税の免税点及び基礎控除が引き上げられたこと等を反映しているものと考えている。

二 法人税の課税において、損金算入の認められる交際費として法人の支出した費用がこれに当たるかどうかは、従来からその実質によつて判断することとしており、特に運用

昭和五十八年十月七日 参議院會議録第七号 質問主意書及び答弁書

方針を変更したというものではない。

三について

お尋ねの趣旨が、法人税の課税において、交際費の範囲を公給領収証の添付のあるものに限定するべきであるというのであれば、公給領収証の添付がない場合に当該費用をどのように取り扱うかという問題を生ずることになる。

なお、現在、法人税の課税において、交際費の額は、租税特別措置法第六十二条第一項の規定により、原則として損金不算入とされ、資本金額が五千万円以下である法人が支出した交際費の額のうち一定の限度額に達するまでの金額のみ損金の額に算入することとされているところである。

ちなみに、公給領収証の交付義務の履行については、各都道府県において、その確保のため種々の対策が講じられているところである。

四について

地方税収入に占める料理飲食等消費税の割合が相対的に低下している要因は、一についてにおいて述べたとおりと考えている。

なお、各都道府県においては、料理飲食等消費税の特別徴収義務者の取引銀行の把握等に努めるとともに、必要に応じ、その取引における入金状況、公給領収証の作成の有無等を照会する等の措置を講じているところである。

五について

現在、料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対しては、公給領収証の作成交付事務経費の一部を補助する趣旨をもつて、各都道府県から交付金が交付されているが、その交付基準として、会計機による領収証の作成枚数等を考慮しているところもあり、お尋ねの件については、地域の実情を考慮しつつ各都道府県が対応することが適当であると考えている。

六について

公給領収証の交付義務の履行については、各都道府県が、ポスター等による広報、公給領収

証の交付枚数に應ずる料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対する交付金の交付等種々の対策を講ずることによりその確保を図っているところであり、その具体策については、地域の実情を考慮しつつ各都道府県が対応することが適当であると考えている。

第四号中正誤

ページ 段行 誤 正
三三 終わり
三三 公表する 公表する

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四三二(大代)

定価 一〇円